



KENSHIN
DISCLOSURE

2023

当組合の概要 (令和5年3月31日現在)

名称	愛知県中央信用組合(略称けんしん)
本店所在地	愛知県碧南市栄町2丁目41番地
創立	昭和28年7月8日
出資金	2,404百万円
組合員数	32,862名
店舗数	12店舗
役員数	166名
預金	1,723億円
貸出金	1,041億円
ホームページ	https://www.aichi-kenshin.co.jp/



ごあいさつ



平素は愛知県中央信用組合に格別のご愛顧、お引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和4年度(第70期)の業績及び経営の状況をご報告し、私どもの取り組みについてご理解を深めていただくために、「KENSHIN DISCLOSURE 2023」を作成いたしました。

ご高覧いただければ幸いに存じます。

さて、2022年度の日本経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあり、緩やかな持ち直しが続いております。その一方で、世界的なエネルギー・食糧価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増えています。

先行きについては、アフター・コロナ、ウィズ・コロナの中で社会経済活動を継続することにより、地域経済レベルは徐々に引き上げられていくことが見込まれていますが、一方でロシア・ウクライナの地政学リスクに伴う資源価格や金融市場の動向など、内外経済を下振れさせるリスクには十分注意する必要があります。

2022年度は、第七次中期経営計画の初年度にあたり、お客様と共に豊かな地域の未来を創り上げ、地域金融機関としての強固な経営基盤と確固たる地歩を確立するための諸施策を進めてまいりました。

その結果、業容面では、預積金期末残高5.00%減少の1,723億円、貸出金期末残高1.92%増加の1,041億円、当期純利益109百万円の計上となりました。また、自己資本比率は国内基準4%を上回る8.81%を維持しております。これも皆様のご愛顧の賜物であり、深く感謝申し上げます。

2023年度「けんしん」は「HEARTS AND COMMUNITY」の経営理念の下、第七次中期経営計画の2年度を貫く実践課題として、人的基盤改革の中から「喜びと活気に満ちた職場環境の創出」を掲げ、役職員のスキルアップによって、お客様の満足度向上を図るとともに、働きやすい職場環境を整備し、職員の満足度向上に繋げていくこととしました。また、2023年度は当組合の創立70周年の年であるため、従来以上に役職員間の絆を深め、感謝の気持をもって、地域やお客様へのお役立ちを実践していくことと致します。

当組合は、今後も組織強化と人材育成に注力してまいりますとともに、法令遵守及び内部管理態勢の充実・強化を図り、より地域に根差した金融機関「けんしん」として、その独自性を発揮し、皆様方のご期待にお応えできるよう、役員一同、なお一層の努力をいたしてまいります。

今後とも格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月
理事長 森 茂樹

CONTENTS

けんしんの経営体制

ごあいさつ	2
経営理念、第七次中期経営計画	3
令和5年度事業計画	4
事業の概況	4
経営指標等の推移	5
マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本方針	5
コンプライアンス態勢の強化	6
リスク管理態勢の強化	7
開示債権の状況	9
顧客保護等管理態勢の強化	10
苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要	12

地域社会への取り組み

お客様満足度向上への取り組み	13
トピックス	15
地域貢献に関する取り組み	16
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	17

けんしんの概要

総代会制度	20
組織・役員一覧	23
営業地区・店舗一覧	24
業務のご案内	25
手数料	28
沿革・歩み	31
資料編	32



イメージキャラクター

はーとくんです。

よろしく申し上げます。

経営理念

「HEARTS AND COMMUNITY」

経営方針

- ① 地域密着で地元主義・お客様第一主義の経営を行う
- ② 堅実経営を基調とし適正利益の確保に努める
- ③ 人材育成を重視した経営を行う
- ④ 法令等遵守(コンプライアンス)に立脚した経営体制を徹底する

けんしん訓

- 1.地域社会の発展のため **けんしん**的に奉仕する
- 2.創意工夫をこらし 職務に**しんけん**に取り組む

第七次中期経営計画

令和4年4月1日～令和7年3月31日

「しっかり足元を固め、一歩ずつ着実に前進」

この計画を貫く中心課題として、「健全強固な経営基盤の確立」を置き、地域に貢献できる健全性の高い組合を目指してまいります。

重点施策

本部各所管部署のPDCAサイクル(Plan → Do → Check → Action)に基づく指導・管理等により、推進を図ります。

収益基盤改革

- 顧客ニーズに応える融資運営
- 渉外活動の生産性向上
- 役務収益基盤の拡充
- 低コスト運営態勢の確立
- 不良債権の削減

業務基盤改革

- 店舗体制再構築
- 業務の本部集約推進
- ペーパーレス化取組強化
- DBとネットワークの活用
- プラットホーム事業者の活用

人的基盤改革

- 事業性評価の取組継続
- 業務関連知識の高度化
- コミュニケーション力強化
- 活力ある職場環境の創出

令和5年度事業計画

実践課題

「喜びと活気に満ちた職場環境の創出」とし、役職員のスキルアップによってお客様の満足度向上を図るとともに、生産性向上による働きやすい職場環境の整備を図り、職員の満足度向上にも繋げていく。

令和5年度は創立70周年であるため、お客様との絆に加え、役職員間の絆も深めながら、感謝の気持ちを持って、地域やお客様へのお役立ちを実践していく。

事業の概況

預金積金

定期性預金獲得キャンペーンの実施等、預金獲得を推進しましたが、公金預金の減少により、前年比90億84百万円減少し、期末残高1,723億86百万円となりました。

(単位:百万円)

項目	令和4年3月期	令和5年3月期
期末残高	181,471	172,386

貸出金

新型コロナウイルスの影響による事業者への資金繰り支援をはじめ、積極的な推進活動により、前年比19億69百万円増加し、期末残高1,041億8百万円となりました。

(単位:百万円)

項目	令和4年3月期	令和5年3月期
期末残高	102,138	104,108

損益

資金運用収益など、業務収益に加え、臨時収益も減少したことから、経常収益は前年比1億3百万円の減少となりました。また、預金利息のほか、経費も減少しましたが、不良債権処理を行ったことなどから、経常費用も前年比1億28百万円の増加となり、経常利益は前年比2億31百万円減少の73百万円となりました。当期純利益については、不動産収用に伴い特別利益を計上したことから、前年比1億74百万円減少の1億9百万円となりました。

(単位:百万円)

項目	令和4年3月期	令和5年3月期
当期純利益	283	109

純資産勘定

普通出資金は前年比1百万円減少の5億64百万円となりました。また、当期純利益の計上により組合員勘定は前年比78百万円増加の82億6百万円となりましたが、その他有価証券評価差額金が前年比7億44百万円減少の△7億92百万円となりました。その結果、純資産勘定は前年比6億66百万円減少の74億14百万円となりました。

(単位:百万円)

項目	令和4年3月期	令和5年3月期
純資産額	8,080	7,414

経営指標等の推移

(単位:千円)

項目	期別	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
経常収益		2,043,832	2,358,024	2,270,543	2,246,488	2,142,924
経常利益		△ 1,223,618	125,569	203,468	305,246	73,499
当期純利益		—	115,740	198,574	283,062	109,025
当期純損失		1,654,879	—	—	—	—
預金積金残高		171,589,780	170,016,892	175,076,175	181,471,496	172,386,653
貸出金残高		96,783,912	97,139,556	102,257,251	102,138,327	104,108,063
有価証券残高		35,203,654	34,664,686	35,721,864	36,878,572	33,975,041
総資産額		184,023,297	182,697,331	190,575,084	196,776,048	184,304,581
純資産額		8,027,345	7,599,947	8,176,117	8,080,760	7,414,075
自己資本比率		8.29%	8.21%	8.75%	8.69%	8.81%
普通出資総額		585,004	573,640	569,075	565,426	564,001
普通出資総口数		585,004口	573,640口	569,075口	565,426口	564,001口
組合員数		35,135人	35,309人	34,300人	33,605人	32,862人
普通出資に対する配当金(配当率)		11,788(2.0%)	8,754(1.5%)	8,566(1.5%)	8,518(1.5%)	8,464(1.5%)
優先出資総額		1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
優先出資総口数		100,000口	100,000口	100,000口	100,000口	100,000口
優先出資に対する配当金(配当率)		21,000(0.7%)	21,000(0.7%)	21,000(0.7%)	21,000(0.7%)	24,000(0.8%)
職員数		206人	185人	174人	168人	160人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。
2.「自己資本比率」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本方針

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融(以下「マネロン・テロ資金供与対策」といいます)を経営上の重要な課題として位置付け、以下の内部管理態勢の構築・強化に取り組んでいます。

1.組織態勢

当組合は、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、マネロン・テロ資金供与対策に関する適切な措置を実施する態勢を構築します。

2.顧客管理

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の関連法令等を遵守し、取引時確認やその他の顧客管理を適切に実施します。

3.疑わしい取引の届出

当組合は、適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施し、検知により把握した疑わしい取引について、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築します。

4.役職員の研修

当組合は継続的な指導、研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与対策に関する知識・理解を深め、意識の向上に努めます。

5.遵守状況および有効性の検証

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の遵守状況と対策の有効性について、内部監査部門が定期的に内部監査を行い、監査結果を踏まえて継続的・組織的な態勢の改善と充実に努めます。

コンプライアンス態勢の強化

“けんしん”は、コンプライアンスを経営方針の一つとして位置づけ、法令・内部規則に則った事務の取扱いを常に点検・指導しています。

コンプライアンス態勢

信用組合の業務は、中小企業等協同組合法をはじめとして民法・会社法など各種法律に基づいて行われています。特に金融機関は社会的に公共性が高く、金融業務において顧客情報の厳正な取扱い、犯罪収益移転防止法の徹底等多くの遵守すべき法令・ルールがあり、お客様の保護が図られています。そこで当組合は、法令等遵守(コンプライアンス)を経営方針の一つとして位置づけ、組合全体に法令等遵守を徹底する態勢を整えており、総務部が法令・内部規則に則った事務の取扱いを常に点検・指導しております。また、法令等遵守に係わる役職員研修・実践を重ねることにより、コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、お客様の信頼性向上に努めております。

コンプライアンスの基本方針

1.社会的責任(CSR)と公共的使命

当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小零細企業者等お客様の金融の円滑化に努め、地域経済の活性化を図り健全な社会生活の発展に貢献します。

2.信頼の確保

(1) 当組合は、法令やルールを厳格に遵守し、その業務に努めます。
(2) 当組合は、誠実・公正な行動により、質の高い金融サービスの提供に努めます。

3.経営の透明性の確保

当組合は、正確な経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図り、社会に評価される透明な経営に徹します。

4.人間尊重の精神

当組合は、お客様の個人情報等保護や全職員の人権等、あらゆる人の人権を尊重した対応をします。

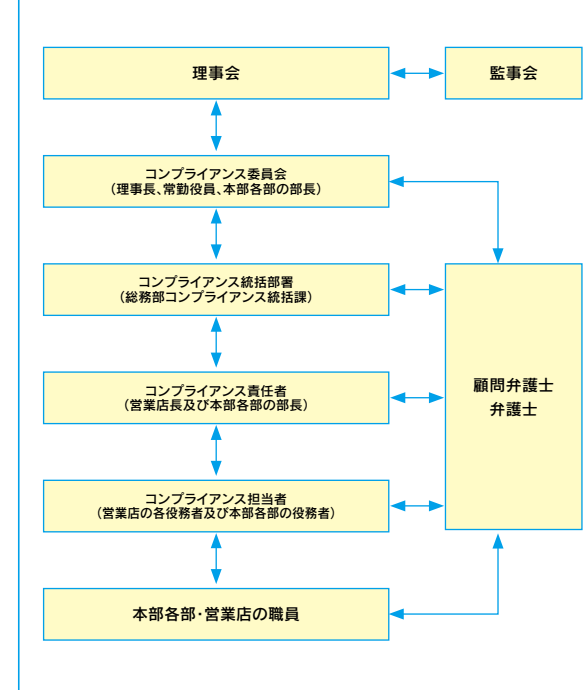
5.環境問題と社会貢献活動への取り組み

当組合は、環境保全に寄与するとともに地域社会の発展のため積極的に取り組みます。

6.反社会的勢力との決別

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、警察等関係機関と連絡を密にし、企業として断固として立ち向かいこれを排除します。

コンプライアンス体制



反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1.組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2.外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3.取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4.有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5.資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠蔽するための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

リスク管理態勢の強化

当組合は、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけ、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適切なコントロールを行い、収益力の強化を図り、「経営の健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスの取れた経営を目指します。また、実効性のあるリスク管理態勢の構築に向けて、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）による改善プロセスの整備・確立に努めます。

1. リスク管理に関する基本方針

- 当組合の直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリー毎に評価したリスクを可能な限り総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）の範囲内に収める「統合的リスク管理」を基本とします。
- リスク資本配賦による管理体制とし、リスク資本（市場リスクや信用リスク等に割り当てる中核自己資本）を業務運営部署に配賦します。
- 各リスク管理部署は、ALM・リスク管理委員会に対してリスク状況および管理状況について適時・適切に報告を行い、ALM・リスク管理委員会はリスク管理方針に基づき適切な運営がなされていることを確認します。

2. リスク管理に関する運営体制

- 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理方針を定め、理事長は決定した方針に基づき常勤理事会で協議のうえ、適切な資源配分と管理体制の整備等リスク管理に必要な指示を行います。
- 経営陣は、リスクの所在、リスクの種類・特性及びリスク管理の重要性を十分理解し、リスク管理態勢の整備・確立に努めます。
- 各種リスクはそれぞれのリスク管理部署が管理し、これをリスク管理統括部署（総合企画部）が統合的に把握管理するとともに、ALM・リスク管理委員会が組織横断的に評価・検討することにより、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性を確保します。
- 監査部門は、被監査部署の業務運営および内部管理態勢の適切性・有効性の検証・評価を実施し、必要に応じた改善提案・勧告を行います。

3. 各リスクの管理方針

(1) 統合的リスク管理

- 当組合は、業務運営に伴い発生する各種リスクが経営体力との比較において過大となることのないように統合的に管理し、経営の健全性の維持・安定に努めます。
具体的には、統合的リスク管理規程に基づき、リスク限度額を設定したうえで、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク量合計額をリスク限度額と比較・検証を行います。
- 統合的リスク管理の実効性確保に向けて、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについて資本配賦によるリスク管理を導入し、各リスク管理部署がリスク量を資本配賦額の範囲内に収めるように努めます。
- 自己資本管理における自己資本充実度の評価は、統合的リスク管理を通じて行います。

(2) 信用リスク管理

- 当組合は、与信先の信用状況把握が何よりも重要との認識のもと、厳正な信用格付と債務者区分により、与信判断と金利設定を行います。
具体的には、信用リスク管理規程に基づき与信（貸出）業務に携わる役職員が従うべき基本方針、行動規範としてクレジット・ポリシーを定め、また、貸出規程に基づく与信限度額管理を行い、与信リスクの集中を回避する観点から、特定の業種やお取引先に偏ることがないよう、小口・中口多数取引の推進を図ります。
- 健全な事業を営むお取引先に対しては、定性的な情報を含む経営実態を十分に把握したうえで、貸出案件ごとの妥当性を総合的に検証し、的確かつ厳正な与信判断に努めます。また、ご返済にお悩みのお取引先に対しては、事業再生や経営支援などのコンサルティング機能を通じ、経営改善支援活動に積極的に取り組みます。
- 信用リスク管理で重要な役割を果たす自己査定は、自己責任原則に基づく適正な査定を実施するため、営業部等の一斉査定、審査部門の二次査定後、監査部門が厳正な検証を行い、適正な償却引き当てを実施します。
- 信用リスクの計量は、SKC信用リスク計量化システムを使用して、リスク量を把握します。
- 信用リスクアセット額の算定にあたっては、「標準的手法」を採用します。

(3) 市場リスク管理

- 当組合は、保有するリスク（金利、為替、株式等）について市場変動により多大な損失を被る可能性があるとの認識のもと、管理対象とすべき市場リスク量の適切なコントロールに努めます。
具体的には、資金の調達・運用においては自らを限定的な「エンド・ユーザー型」金融機関としてALMポジションを管理し、市場リスク、流動性リスクの状況および資産・負債のバランス等を総合的に検討し、適切なALMオペレーション（調達運用）を行います。

- 市場リスク管理規程に基づき、定期的にギャップ分析、現在価値分析、期間損益シミュレーション、ストレステスト、バックテストを実施するとともに、統合リスク管理の観点から、VaRによりリスク量を計測します。
- 市場リスク量を経営体力に見合った水準にコントロールするために、資本配賦額をリスク限度枠として設定し、これに市場リスク量が収まるように管理していきます。

(4) 流動性リスク管理

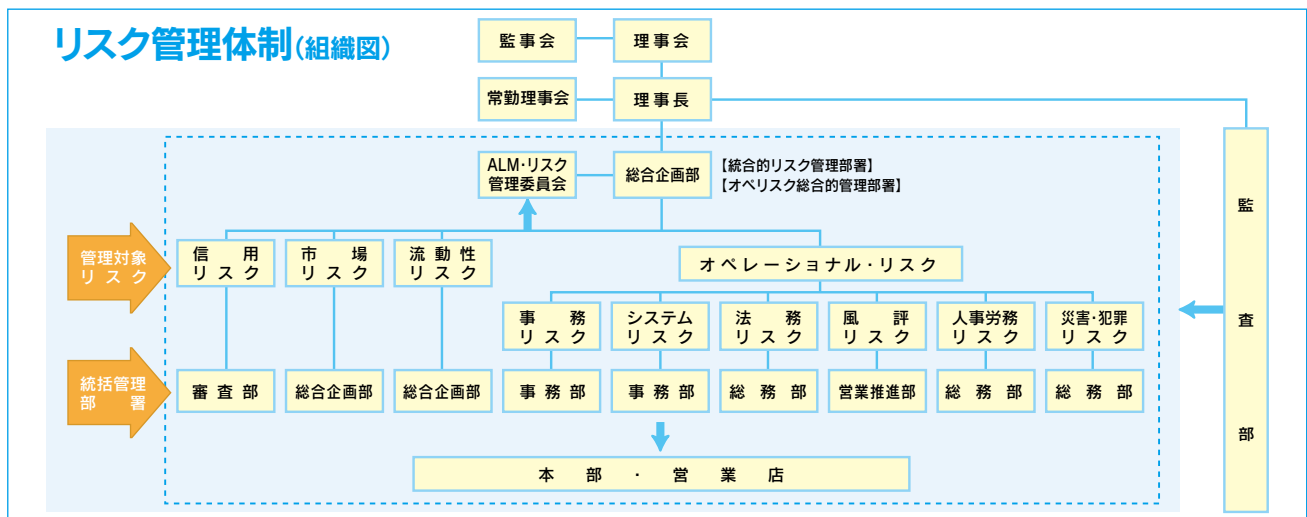
- 当組合は、資金繰りリスクを重要なリスクと位置づけ、予期せぬ資金の流出を考慮し、設定した資金ギャップ枠、市場資金調達枠、ポジション枠等について適切にその遵守状況をモニタリングし、流動性の確保に配慮した資金運用に努めます。
具体的には、流動性リスク管理規程に基づき、支払準備基準額を定めるとともに、懸念時、危機時の資金繰り逼迫度の区分に応じた適正な流動性資金水準の維持・管理を行います。

(5) オペレーショナル・リスク管理

- 当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスクのリスクカテゴリーに分類し、各リスク管理部署が専門的な立場からそれぞれのリスク管理を行い、総合企画部がオペレーショナル・リスクの総合的な管理部署として、オペレーショナル・リスク全体の一元的な把握・管理を実施します。
具体的には、オペレーショナル・リスク管理規程に基づき、内部損失データの収集・分析、コントロールの実施など、オペレーショナル・リスクを適切に特定、評価、把握、モニタリング、削減するための管理態勢の強化に取組みます。
- オペレーショナル・リスクの計量は、過去3年間の粗利益額の平均値に基づく「基礎的手法」による計測を採用します。

各リスクの管理は以下の通りです。

- 事務リスク管理
イ. 当組合は、事務リスク管理の重要性に鑑み、事務処理における正確性の確保を重視し、手続・権限の厳正化、機械化およびシステム化による手作業事務処理を削減、現金・現物の管理態勢の強化に努めます。
ロ. 内部検査などによる牽制機能確保、監査部による臨店総合監査の実施・指導、業務所管部署による事務指導の充実などを通じて、事務リスクを軽減すべく対応を図るとともに、顧客からの信頼性の向上に努めます。
ハ. 事務リスク管理規程に基づき、事務規程等の整備と事務手続きの見直し、事務の統一化を進め、臨店事務指導および事務事故・ミス発生状況等の把握を通じて、事務処理水準の向上や事務事故・ミス防止の徹底を図ります。
ニ. 万一、事務事故・ミスが発生した場合は、損失を最小限に止めるための指示と解決のための適切な対策を講じ、併せて再発防止に関する指導助言を行います。
- システムリスク管理
イ. 当組合は、信組情報サービス(株)（以下、「SKCセンター」という）に委託している基幹業務システムが当組合の基本インフラとの認識のもと、SKCセンターへの監視と連携強化を図り、当組合の業務運営およびこれに係るシステム機器の管理・運営状況等のモニタリングを行います。
ロ. 当組合は、情報資産を破壊、外部漏洩、不正使用、機能停止など様々な脅威から保護し、これらの不利益を未然に防止するため、セキュリティポリシーを策定し、システムの安全性、信頼性、情報セキュリティを維持し情報資産の保護を図るとともに情報システムの有効性、効率性の向上に努めます。
ハ. コンピュータシステムの不慮の災害や事故、サイバー攻撃等による各種業務の中断範囲と罹災期間の影響を極小化し、実効性のある運用を可能とするとともに、災害等によるシステム障害の発生に備え「コンティンジェンシープラン」および関連規程に基づき、緊急時対応訓練の実施等を含め業務への支障を最小限に抑える態勢を構築します。
- その他のリスク管理
法務リスク、風評リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスクについては、各リスク管理規程に基づき、リスクを適正に把握し、適切な管理に努めます。



開示債権の状況

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の 保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	期 別	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年3月期	377	286	90	100.00%	100.00%
	令和5年3月期	314	262	51	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和4年3月期	6,060	4,133	1,350	90.48%	70.06%
	令和5年3月期	6,347	4,463	1,275	90.39%	67.66%
要 管 理 債 権	令和4年3月期	1,328	585	4	44.41%	0.62%
	令和5年3月期	1,033	505	4	49.36%	0.81%
三月以上延滞債権	令和4年3月期	—	—	—	—	—
	令和5年3月期	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年3月期	1,328	585	4	44.41%	0.62%
	令和5年3月期	1,033	505	4	49.36%	0.81%
小 計	令和4年3月期	7,767	5,005	1,446	83.06%	52.36%
	令和5年3月期	7,696	5,231	1,331	85.28%	54.03%
正 常 債 権	令和4年3月期	94,900	—	—	—	—
	令和5年3月期	96,953	—	—	—	—
合 計	令和4年3月期	102,668	—	—	—	—
	令和5年3月期	104,649	—	—	—	—

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1,2及び4に掲げるものを除く。)です。
6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1,2及び3に掲げるものを除く。)です。
7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。
10.金額は決算後(償却後)の計数です。

自己査定と協金法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権との関係

自己査定による 債務者区分	協金法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権	自己査定の分類区分の範囲				令和3年度当組合 償却引当概要
		I	II	III	IV	
破綻先 実質破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	○	○	○	○	III・IV分類に対して100%引当
破綻懸念先	危険債権	○	○	○		III分類に対して必要額を引当
要 注 意 先	要管理債権	○	○			債権額に対して貸倒実績率に基づく予想損失額を引当
	三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権					
その 他 要 注 意 先		○	○			
正 常 先	正常債権	○				

顧客保護等管理態勢の強化

“けんしん”は、お客様のご意見を真摯に受け止め、満足していただける金融サービスを実現するため、顧客保護及び利便性の向上に努めています。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、当組合が取り扱う金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する組合内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

顧客保護等管理方針

当組合は、顧客保護及び利便の向上の重要性を十分認識し、適切な顧客保護等の管理に努めます。また、本管理方針を当組合のインターネットのホームページに常時掲載するとともに、各営業店の窓口等に備えることにより公表します。

1. 当組合は、当組合が行う業務について法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。又、法人・個人を問わず全てのお客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。
2. 当組合は、お客様への説明を要する預金・融資・為替その他付随する業務の全ての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当組合は、お客様からのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるように努めてまいります。
4. 当組合は、お客様の情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。又、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当組合が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。

顧客説明管理態勢

お客様への説明を要する業務やリスク商品等を適切に販売するために「顧客説明マニュアル」・「与信取引に関する顧客説明マニュアル」等の規程を制定し、研修会や勉強会を開催し知識向上に努めています。

顧客サポート等管理態勢

お客様からのご意見・ご相談及び苦情等を経営に反映させるため、フリーダイヤル「けんしんお客様相談室」の設置や、ATMコーナーに「お気づきレターBOX」の設置、及びホームページ上には「ご意見・お問い合わせ」ページを設けています。

顧客情報管理態勢

お客様の情報を適切に管理するために、「顧客情報管理要領」・「個人情報保護規程」等の規程を制定し、顧客情報の適切な管理に努めています。

外部委託管理態勢

当組合が行う業務を外部業者に委託するにあたっては「外部委託先評価書」等を定め、外部委託先においてお客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めています。

利益相反管理態勢

当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行しています。

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下、「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下、「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下、「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
 - ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること
- また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部署（総務部）により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署（総務部）を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

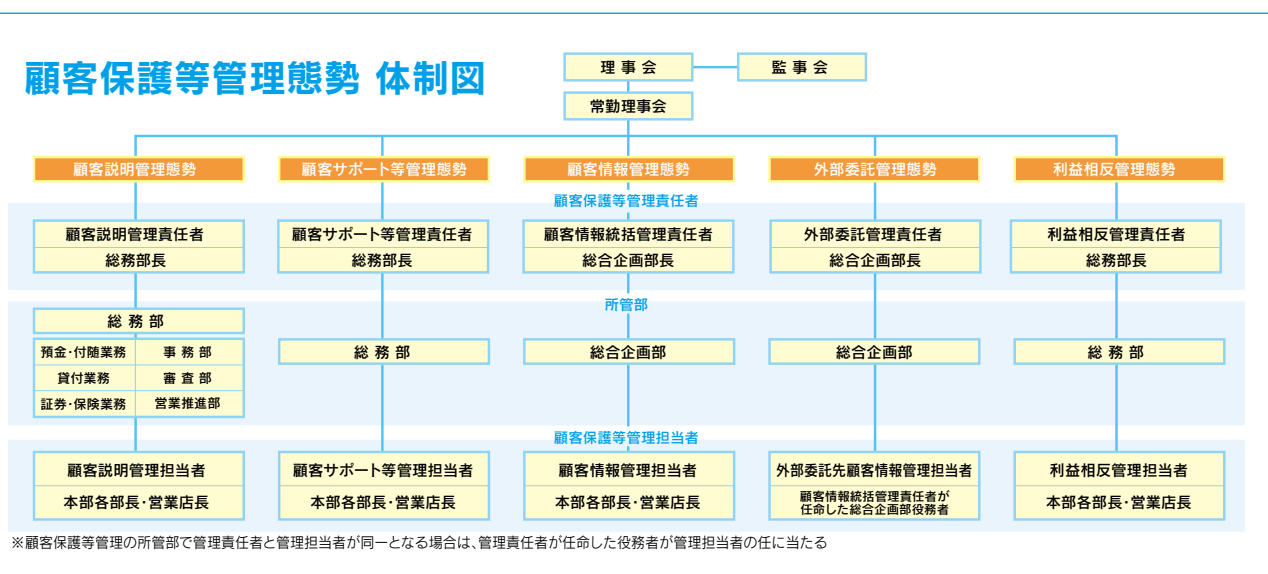
対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。



※顧客保護等管理の所管部で管理責任者と管理担当者が同一となる場合は、管理責任者が任命した役員が管理担当者の任に当たる

苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

「けんしんお客様相談室」 電話番号:0120-555-704
受付日：月曜日～金曜日（土日・祝日及び金融機関の休日を除く）
受付時間：午前9時～午後5時30分

なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.aichi-kenshin.co.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話:03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター（電話:0570-022-808）

紛争解決措置

愛知県弁護士会、愛知県弁護士会西三河支部、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記「けんしんお客様相談室」または下記「しんくみ相談所」にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、愛知県、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、愛知県、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停:愛知県、東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

愛知県弁護士会 紛争解決センター	(電話 052-203-1777)
愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター	(電話 0564-54-9449)
東京弁護士会 紛争解決センター	(電話 03-3581-0031)
第一東京弁護士会 仲裁センター	(電話 03-3595-8588)
第二東京弁護士会 仲裁センター	(電話 03-3581-2249)

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く）
受付時間：午前9時～午後5時
電話：03-3567-2456

お客様満足度向上への取り組み

“けんしん”は、顧客満足度(CS)向上のため、お客様へのさまざまなサービスの充実等に努めています。

各種相談会の実施

年金相談会

個別無料の「年金相談会」を、各営業店にて定期的に開催しております。

当組合専属の社会保険労務士がご相談に応じさせていただきますので、ご予約のうえお気軽にご相談ください。

開催場所・日時については、店頭またはホームページに掲載しております。



休日相談会

お仕事などで平日ご来店いただけないお客様が、休日に年金等のご相談をしていただけるよう、個別無料の「休日相談会」を以下の通り開催しておりますので、ご予約のうえお気軽にご相談ください。



開催日時	毎月第3土曜日 午前10時から午後3時まで(8月は除きます)
開催場所	本店営業部 ご相談コーナー 碧南市栄町2丁目41番地
ご相談内容	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 住宅ローン(新築・購入・リフォーム・借換え) <input type="checkbox"/> マイカーローン <input type="checkbox"/> カードローン <input type="checkbox"/> 学資ローン <input type="checkbox"/> 消費者ローン <input type="checkbox"/> 中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談

法律相談会

営業や生活上で生じる問題や疑問などについてご相談いただけるよう、個別無料の「法律相談会」を開催しております。

担当の弁護士がご相談に応じさせていただきますので、ご予約のうえお気軽にご相談ください。

開催日時	原則毎月第1木曜日(祝日の場合は翌営業日) (お一人様相談時間30分)
開催場所	本店営業部 ご相談コーナー 碧南市栄町2丁目41番地
ご相談内容	営業や生活上で生じる問題や疑問など (例) <input type="checkbox"/> 金銭問題 <input type="checkbox"/> 不動産問題 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 家族問題 <input type="checkbox"/> 刑事問題 <input type="checkbox"/> その他

愛知県中央信用組合SDGs 宣言

愛知県中央信用組合は「HEARTS AND COMMUNITY」を経営理念として、心のふれ愛を大切に、豊かな地域社会づくりに奉仕することを念頭に置き活動しています。

国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)の趣旨に賛同し、これからも地域社会の発展ならびに持続可能な地域社会の実現に努めてまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



愛知県中央信用組合のSDGsに関する取り組み

令和5年6月22日現在

SDGs 項目	当組合における取り組み			
【地域経済発展のための取組】 	販路開拓・拡大支援 よろず支援拠点・中小企業119保証協会・TKC等との連携 「けんしん未来塾」の運営によるビジネスサポート	創業支援 信用組合業界との連携	助成金・補助金申請支援 経験価値活用型サポート 人材交流会の開催	経営改善・事業再生支援 事業性評価に基づく 中小企業への融資推進
【地域貢献活動のための取組】 	地域イベントへの積極的な参加 地域清掃活動 AEDの配置 しんくみ はばたき奨学金	インターンシップの受入 認知症サポートの取組 ピーターパンカードの寄付	あやめ会・年金友の会の活動 各種相談会・セミナーの開催 エコキャップ推進運動	献血活動 保育園の避難訓練受入 高齢者見守り活動
【人材育成のための取組】 	能力開発プログラムの活用 女性職員の活躍推進	外部セミナー等への参加によるスキルアップ	働き方改革の推進	ノー残業デー設定によるワークライフバランス確保の推進
【環境保全のための取組】 	ペーパーレス化 案内ハガキ等一部見直し	クールビズ・ウォームビズの実施 マイカーローン優遇金利	グリーンエネルギー融資への取組 LED照明による省電力化	プラスチックゴミの削減 グリーンボンドの購入

ご意見・お問い合わせ窓口

当組合では、お客様の声を今後の業務の参考にしていきたいと考えております。ご意見・ご要望・ご相談などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

なお、お客様からいただいた個人情報は、上記目的以外には一切使用いたしません。

- お電話でのご意見・お問い合わせ(けんしんお客様相談室)
☎ 0120-555-704 (受付時間/平日 9:00~17:30)
- 文書でのご意見・お問い合わせ(お気づきレターBOX)
各ATMコーナーに、専用用紙(お気づきレター)が設置してありますので、ご記入のうえお気づきレターBOXにご投函ください。
- ホームページからのご意見・お問い合わせ
ホームページのご意見・お問い合わせフォームにご入力の上、ご送信ください。
<https://www.aichi-kenshin.co.jp/>

トピックス

安城支店リニューアルオープン



令和4年9月20日(火)に、安城支店がリニューアルオープンしました。
当日はリニューアルオープンセレモニーとして、佐藤専務をはじめご来賓の皆様によるテープカットが行われました。

「けんしん未来塾」経営セミナー

令和5年1月16日(月) 来年度の「けんしん未来塾」再稼働に向けた、経営者、後継者、経営幹部向けに、「けんしん未来塾」経営セミナーを開催し40名の方に参加頂きました。

セミナー内容：「中小企業の事業承継・M&A」
～次世代へ引き継ぐ、さまざまな承継方法～
講師：山田コンサルティンググループ株式会社



碧南駅待合所内へのセブン銀行共同ATM 移設



碧南市民病院セブン銀行共同ATM設置



地域貢献に関する取組み

地域支援活動



ピーターバンカード寄付金 碧南市中心身障がい者福祉センター(9月)(3月)

地域貢献活動



春の一斉清掃(碧南・蒲郡・高浜)



しんくみの日週間献血活動(9月)



けんしん杯少年サッカー大会(9月)



地元保育園の避難訓練を実施(10月)



献血活動(3月)

地域行事への参加



高浜まちづくり親睦ソフトボール大会



大浜下区盆踊り



碧南市市民駅伝

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は認定経営革新等支援機関として、中小企業・小規模事業者への経営支援取組みは、お客様の経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援しています。

また地域経済活性化支援機構、中小企業活性化協議会、信用保証協会、商工会・商工会議所、地方公共団体等による中小企業支援ネットワーク等の外部機関、税理士等の外部専門家やその他金融機関との連携により個々の中小企業・小規模事業者の支援も行っています。

態勢整備の状況

営業店サポートプロジェクトチームにより当組合独自の外部専門家との顧問契約、また外部機関等との連携が図れる態勢整備に努めています。

「しんくみ愛知プラットフォーム」（中小企業119専門家派遣事業）、（公財）あいち産業振興機構（よろず支援拠点）を活用した経営相談等を行っています。

また、(株)日本政策金融公庫と相互連携の覚書を締結しています。

【けんしん未来塾】

当組合では地域社会の発展・繁栄を目的とし、「現状に満足することなく、より優れた、より豊かな企業経営を目指す地域企業様をサポートする」ため、若手経営者・後継者・経営幹部の皆様を対象とした「けんしん未来塾」を毎期開講していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、止む無く開催を断念していました。

令和4年度は、「けんしん未来塾」の再開に向け、令和5年1月16日（月）に山田コンサルティンググループ株式会社によるプレセミナーを開催し、40名の皆様に参加されました。

金融仲介機能のベンチマークの取組み

当組合は、地域に密着した地域金融機関としての社会的責任や使命を果たすべく金融仲介機能を存分に発揮して、地域経済のより一層の発展に寄与できるよう、日々邁進しております。また、金融庁から公表された、金融仲介機能のベンチマークを活用することで、地域のお客様から真に選ばれ、頼られる金融機関を目指します。

共通ベンチマーク	全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するための指標
選択ベンチマーク	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標
独自ベンチマーク	金融仲介の取組みを自己評価するうえで、より相応しい指標がある場合に、各金融機関が独自で設定する指標

『「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針』及びその取組状況

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

【「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針】

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

令和5年5月1日
愛知県中央信用組合

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客様の状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯かつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1.お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者との間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2.万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客様の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3.お客様から保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

4.事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

5.お客様から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、誠実に対応します。

■経営者保証相談窓口

お問合せ先	総務部コンプライアンス統括課
受付日	月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
ご相談時間	9:00～17:00
フリーダイヤル	0120-77-2451

以上

【「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況】

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	180件	232件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	18.71%	21.4%
保証契約を解除した件数	7件	12件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

令和4年度 地域密着型金融推進計画

令和5年5月



けんしんの経営体制

地域社会への取組み

けんしんの概要

資料編

1.基本方針

当組合は、地域密着型金融の推進を恒久的な取組みとして捉え、令和4年度は第七次中期経営計画（令和4年4月～令和7年3月）を実践するために、実践課題として『お客様との絆の強化』を掲げ積極的に、お客様への経営支援・事業再生支援、地域経済活性化への貢献、情報発信などを取組んで参りました。

2.具体的な取組み項目

- (1) お客様へのコンサルティング機能の発揮
- (2) 地域の面的再生への積極的な参画
- (3) 地域やお客様に対する積極的な情報発信
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う積極的な対応

3.計画の取組み状況の公表

ホームページにて地域密着型金融推進計画の取組み状況の公表をいたします。

具体的な取組み計画と取組み状況（令和4年4月～令和5年3月）

項目	具体的取組策	取組み状況
1.お客様へのコンサルティング機能の発揮		
創業・新事業支援	◆外部機関との連携による創業支援 ◆公的機関による施策の活用支援 (助成金・補助金制度を活用した支援等) ◆創業・新規事業先の発掘による積極的な融資	・当組合提携の中小企業診断士により、事業再構築補助金・持続化補助金・ものづくり補助金等、各種補助金の支援、相談を行いました。 ・創業、新規事業先23先に対し97百万円の融資を取組みました。 ・日本政策金融公庫との協調で7先335百万円の融資を実行しました。
成長支援	◆日銀貸出支援基金制度活用による成長分野への融資推進 ◆地域連携協定等活用による販路拡大、ビジネスマッチングの促進	・成長分野への融資推進実績は、2件8百万円でした。 ・地域連携協定等の活用はありません。
経営改善支援、事業再生支援	◆経営支援先の分類・分析に基づくコンサルティング機能の発揮 ◆経営革新等支援機関との連携強化 ◆中小企業活性化協議会等の外部機関との連携 ◆コンサルタント機能、態勢の強化やビジネスマッチング等で自らの情報機能やネットワーク(商工会議所等)を活用した支援	・事業性評価等による課題把握、お役立ちの推進を図りましたが、よろず支援拠点の活用はありませんでした。 ・あいち産業振興機構専門家派遣はありませんでした。 ・中小企業活性化協議会の外部機関との連携はありませんでした。 ・新型コロナウイルス対策で、資金繰り及び補助金等制度の相談、支援を行いました。
事業継承支援	◆外部機関、経営コンサルタント、税理士等との連携による質の高い事業継承サービスの提供	・中小企業診断士と連携し、相談を行いました。 ・事業継承支援等の為、連携している専門コンサル会社を9社が活用しました。
2.地域の面的再生への積極的な参画		
地域活性化と顧客満足度の向上に資するサービスの提供	◆平日年金相談会、平日法律相談会、休日年金・個人ローン相談会の開催 ◆職域提携サポートによる関係強化 ◆外部機関との連携強化	・平日年金相談会22回、平日法律相談会6回、休日年金、ローン相談会を11回開催しました。 ・職域サポート契約先は441先でした。
地域社会への貢献	◆あやめ会の機能を活用し、地元企業の経営幹部や若手経営者を中心に勉強会を開催 ◆地域・社会貢献活動への積極的な取組み	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、あやめ会の活動、勉強会等は開催しませんでした。 ・令和4年5月碧南市と蒲郡市において行われた清掃活動に役員137名が参加しました。 ・令和4年9月しんくみの日週間に献血を行いました。 ・令和4年9月しんくみピーターバンカードの寄付金を碧南市の心身障害者福祉センターの運営支援を目的に寄付しました。 ・令和4年9月「けんしん杯少年サッカー大会」を開催しました。 ・令和4年9月蒲郡市「秋のクリーンキャンペーン」に役員17名が参加しました。 ・令和5年3月にしんくみピーターバンカードの寄付金を碧南市の心身障害者福祉センターの運営支援を目的に寄付しました。 ・令和5年3月に献血活動を行いました。 ・令和5年3月に職員の親睦組織である信友会より社会福祉協議会に108,341円寄付を行いました。 ・高校生5名に「はばたき奨学金」を支給しました。
SDGs宣言	◆地域経済発展の取組み ◆地域貢献活動の取組み ◆人材育成の取組み ◆環境保全への取組み	・令和4年6月「認知症バリアフリー宣言」を行いました。 ・令和4年9月「世界アルツハイマーデー」の普及イベントに参加しました。 ・令和4年11月にエコキャップ推進運動において、キャップをリサイクル業者に持ち込み累計986,644個CO ₂ 削減量7,228kg・ポリオワクチン1,147人分の実績となりました。 ・令和5年3月に住友不動産株式会社が発行する「グリーンボンド」に投資しました。 ・外部研修への参加(9講座41名)によるスキルアップを実施しました。
3.地域やお客様に対する積極的な情報発信		
地域密着型金融の取組み状況等に関する情報開示	◆ホームページ、ディスクロージャー誌等における社会貢献活動や地域密着型金融推進の取組み等の情報発信	・令和4年7月に「KENSHIN DISCLOSURE 2022」を刊行しました。また随時ホームページに当組合の取組等の情報発信を行いました。 ・令和4年11月21日に「KENSHIN DISCLOSURE 2022(令和4年度上半期経営情報)」を刊行しました。
地域やお客様への情報提供	◆地域の若手経営者へのセミナー開催支援 ◆地域を担う若い世代への金融教育・インターンシップ研修の受入れ	・令和5年1月16日に「けんしん未来塾」経営セミナーを開催しました。(参加者40名) ・インターンシップ研修に付きましては、新型コロナ感染リスク等を考慮し、開催中止としました。
4.新型コロナウイルス感染症拡大に伴う積極的な対応		
	◆新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援および相談	・毎月第3土曜日に休日相談会を11回開催しました。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者向け貸出を160件1,540百万円取組みしました。
	◆新型コロナウイルス対策として行われる地域振興に関する取組み	・令和4年9月「いってみりん!安城ツアー号外」を刊行しました。 ・令和5年3月「いってみりん!三河ツアーVol3号」を刊行しました。

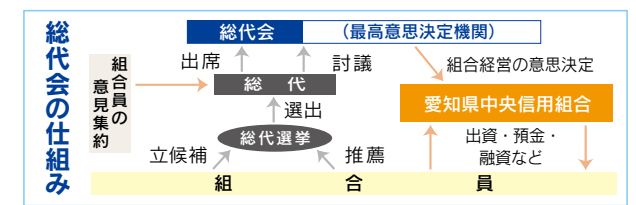
総代会制度

総代会制度について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神に基づく協同組合組織金融機関であり、組合員は、出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて組合経営等に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数が多く総会の開催が困難なため、「組合員の総数が200人を超える信用組合は、総会に代えて総代会を設けることができる」との関係法令に基づき、総代会制度を採用しています。

総代会は、組合員の中から各地区を代表して公平に選挙された総代により運営され、決算、理事・監事の選任などの重要事項を決議する最高意思決定機関です。



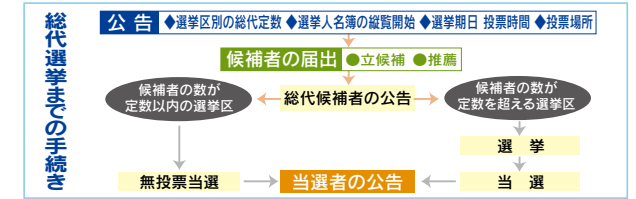
総代の任期、定数及び選出方法

(1)総代の任期、定数

定款により、総代の任期は2年間、定数は100人以上120人以内と定められています。

(2)選出方法

総代の選出は、選挙区ごとに、概ね各選挙区の選挙者名簿に記載された選挙者数に比例し、かつ選挙区ごとの所在地・職業の種類等を考慮して、組合員のうちから総代選挙規約に基づき選出されます。



総代会の決議事項の議事概要

令和5年6月22日開催の第70期通常総代会において、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

報告事項

- 1.第70期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで) 事業報告、貸借対照表ならびに損益計算書の報告について

決議事項

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 第70期剰余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 第71期事業計画及び収支予算案承認の件 |
| 第3号議案 | 組合員除名の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第5号議案 | 任期満了に伴う役員改選の件 |
| 第6号議案 | 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件 |

けんしんの経営体制

地域社会への取組み

けんしんの概要

資料編

総代選挙区及び総代一覧

令和5年4月1日現在

選挙区	地区	取扱店・総代氏名(合計107名)	()内は在籍した任期の回数を表示
第1選挙区	碧南市 (合計46名)	本店(19名)	石川清成(1) 石川太一(1) 岡本明弘(10) 奥村武博(12) 長田勝宏(2) 亀山裕一(11) 木村克美(13) 金原誓一(3) 近藤雅也(1) 杉浦昭尚(10) 杉浦準三(9) 杉浦裕二(11) 鈴木雅浩(1) 鈴木與士弥(8) 角谷直樹(1) 永坂誠司(1) 新美惣英(9) 禰宜田重春(6) 山下裕久(9)
		辻支店(10名)	石橋嘉彦(10) 板倉達仁(10) 大竹義孝(1) 岡田 衛(6) 岡本 渉(1) 片山誠次(5) 佐藤義行(9) 角谷文夫(1) 鏑本達夫(11) 原田 均(5)
		みなみ支店(12名)	小笠原宗親(5) 小笠原裕二(2) 加藤良邦(15) 近藤忠彦(10) 榎原周治(13) 杉浦和正(7) 杉浦敏夫(1) 角谷榮治(11) 角谷正行(5) 新美慶太郎(1) 新実好貴(1) 三嶋卓夫(6)
		旭支店(5名)	石川時嗣(10) 片山昇一郎(1) 斎藤謙一(2) 杉浦邦彦(4) 服部三千子(9)
第2選挙区	高浜市 半田市	高浜支店(8名)	石川定次(8) 岩月敬雄(9) 岩月義成(4) 神谷政光(1) 神谷保男(13) 熊崎泰吉(1) 杉浦裕二(1) 前沢一則(1)
第3選挙区	刈谷市、大府市、 知多郡東浦町・阿久比町	刈谷支店(7名)	岡本博司(6) 杉浦淳二(1) 滝 顕治(1) 野々山政孝(1) 藤本博文(7) 正木 稔(1) 宮田知並(1)
第4選挙区	安城市 岡崎市	安城支店(8名)	石川敏明(10) 岡村智広(7) 奥嶋正衛(1) 神谷和憲(2) 神谷英之(5) 成瀬介宣(1) 宮園武志(1) 山本信夫(8)
第5選挙区	西尾市 (合計18名)	西尾支店(6名)	石川 潔(9) 石川典央(6) 稲垣 淳(1) 小田井博茂(12) 加藤正和(1) 村松浩一郎(6)
		西尾東支店(7名)	池田茂美(4) 小笠原啓介(6) 岡田裕明(8) 小島慎二(6) 鈴木紀久雄(10) 林 和哉(9) 伴 浩伸(6)
		吉良支店(5名)	安藤寛一(3) 兼子守泰(3) 神谷雅章(4) 竹内直之(3) 松崎秀実(3)
第6選挙区	知立市、豊田市、豊明市	知立支店(6名)	池田滋彦(9) 石川智子(1) 加藤銀朗(9) 近藤由幸(1) 角谷彰一(2) 毛受美佐子(4)
第7選挙区	蒲郡市、豊川市、 額田郡幸田町	蒲郡支店 (14名)	太田行彦(3) 小池高弘(9) 小辻寛明(3) 杉山修平(3) 鈴木幹夫(3) 鈴木 礎(3) 鈴木康仁(3) 竹内一之(3) 遠山昌志(3) 徳永幸一(3) 中西隆則(7) 船井宏昌(4) 山本喜好(3) 吉岡照政(5)

(敬称略、五十音順)

総代の属性別構成比

職業別	個人	1.87%	個人事業主	8.41%	法人役員	89.72%
年代別	30代以下	0.94%	40代	11.21%	50代	24.30%
	60代	27.10%	70代以上	36.45%		
業種別	製造業	33.33%	不動産業	16.19%	卸売業・小売業	16.20%
	建設業	12.38%	運送業	1.90%	その他サービス業	20.00%



報酬体系について

1.対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期 c. 算定方法

(2)役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	50,340	77,000
監事	8,520	13,000
合計	58,860	90,000

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事8名、監事2名です。
3. 使用人兼務理事3名の使用人分の報酬は、8,280千円です。
4. 上記以外に支払った退職慰労金は、理事2,200千円です。役員賞与金は、理事・監事ともありません。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2.対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っております。
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

業務のご案内

預金業務

種類	特色	期間	お預け入れ額	
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にし、その定期預金を担保にして、自動借入れ(当座貸越)ができる暮らしに便利な預金です。			
普通預金	給与、年金、配当金の受取り、公共料金の自動支払など、お気軽にご利用いただけます。	お出し入れ自由		
無利息型普通預金	無利息で普通預金と同様にキャッシュカードもご利用いただけます。預金保険制度の決済用預金として、全額保護の対象商品です。		1円以上	
後見制度支援預金	後見制度(成年後見または未成年後見)を利用されている被後見人の財産を安全に保護・管理するため、家庭裁判所の指示書に基づき後見人が利用できる普通預金です。※口座開設手数料および口座管理手数料が必要となります。	お出し入れには指示書が必要		
貯蓄預金 (新規の取扱いはありません)	お預け入れ残高に合わせた2段階の利率でご利用いただけます。	お出し入れ自由		
定期積金	毎月の掛金はお客様のマネープランに合わせて、ご自由にお選びいただけます。	1年、2年、3年、5年	千円以上	
期日指定定期預金 (新規の取扱いはありません)	1年複利で有利な預金です。1年の据置期間経過後は、1ヶ月前のご連絡でいつでもお引き出しいただけます。	最長3年 (据置期間1年)	千円以上 300万円未満	
スーパー定期	市場金利を反映して利率を決定します。特に3年以上は個人の方に限り、半年複利でご利用いただけます。	1ヶ月以上5年以内	千円以上	
大口定期預金	市場金利を反映して利率を決定します。まとまった資金をさらに大きく増やします。確定利回りですので、安心確実です。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上	
退職金・相続定期預金(煌)	退職金・相続で1年以内に取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人の方限定のお得な定期預金です。	6ヶ月	50万円以上 3,000万円以内	
あやめ年金定期預金	当組合に年金(厚生年金、国民年金、共済年金)振込口座を指定されている方に限りご利用いただけます。	1年	千円以上 500万円まで	
あやめ年金定期積金	当組合に年金(厚生年金、国民年金、共済年金)振込口座を指定されている方に限りご利用いただけます。年金受給口座より偶数月の15日に自動振替となります。	3年(掛込18回)	2万円以上	
変動金利定期預金 (新規の取扱いはありません)	6ヶ月ごとに適用金利が変動する定期預金です。複利型は個人のみで期間3年です。	1年、2年、3年	千円以上	
財形預金 (新規の取扱いはありません)	財形年金預金	豊かな老後を送るための資金を計画的に貯蓄する預金で、財形住宅預金と合計して550万円まで非課税となります。	・積立5年以上 ・据置6ヶ月以上5年以内	千円以上
	財形住宅預金	マイホームの取得や増改築のための預金で、財形年金預金と合計して550万円まで非課税となります。	5年以上	千円以上
当座預金	小切手・手形の支払のための預金です。	お出し入れ自由	1円以上	
通知預金	短期の余裕資金の運用に最適です。お引き出しの2日前までにご連絡下さい。	7日以上	1万円以上	
納税準備預金 (新規の取扱いはありません)	納税のための預金です。お利息に税金がかかりませんので有利です。	・お預け入れは自由 ・お引き出しは原則として納税のみ	1円以上	

窓口販売業務

種類	内容
国債窓口販売 (新規の取扱いはありません)	新規に発行される利付国債(10年・5年・2年もの)及び個人向け国債(変動金利型10年満期・固定金利型5年・3年満期)の窓口販売を行っています。
生命保険の窓口販売	がん保険、医療保険、終身保険、介護保険の窓口販売を行っています。
損害保険の窓口販売	長期火災保険(しんくみ安心マイホーム)、債務返済支援保険(しんくみ安心サポート・しんくみ8大サポート)ならびに傷害保険(しんくみホッとプラン)、業務災害補償保険等の窓口販売を行っています。

個人型確定拠出年金(iDeCo)

種類	内容
個人型確定拠出年金(iDeCo)	個人型確定拠出年金(iDeCo)は、毎月の掛金を自分自身で運用しながら積み立てていき、原則60歳以降に受取るしくみとなっています。毎月いくら積み立てるのか、どのように運用するか、どのように受取るか、すべて自分自身で決めることができる制度です。

遺言代用信託

種類	内容
しんくみ相続信託	申込人(ご本人さま)からお預かりしたご資金を、申込人(ご本人さま)に相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいた受取人の方に一括でお渡りする仕組みです。複雑な手続きに悩まされることなく、スムーズに受取人がご資金を一括で受け取ることができます。

融資業務

商品名	特長・お使用みち	ご融資金額	ご融資期間等
カードローン	お使用みちがご自由で、手続きが簡単なローンです。(事業性資金は除く)急なご入用の時、カードでお引き出しできます。	限度額100万円・50万円・30万円	3年間(自動更新)
らくらくカードローン	お使用みちはご自由です。(事業性資金は除く)更新停止まで元金返済を据置きできます。	限度額300万円・200万円・100万円・70万円・50万円・30万円	3年間(自動更新)
マイカーローン	自家用自動車及びバイク、カー用品購入資金、ガレージ・車庫の新築・改築資金、車検・免許取得費用等自動車に関連する資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
アドバンス	お使用みちはご自由です。(事業性資金は除く)フリーローンとカードローンの2つのローンを同時にお申込みいただけます。	合計1,000万円以内	フリーローン10年以内 カードローン1年間(自動更新)
フリーローン・チョイス	お使用みちはご自由です。保証会社が低い金利から順に審査を行い、お客様の審査結果に応じたご融資利率とご融資金額を決定いたします。	1,000万円以内 但し事業性資金は500万円以内	10年以内
個人ローン 住宅ローン	新築、増改築、土地購入、建売住宅・土地付中古住宅・マンション購入にご利用いただけます。	10,000万円以内	原則、最長35年。 全国保証が認められた場合に限り、最長50年の取扱いが可能。
リフォームローン	増改築・修繕、電化対応、エコ給湯対応、バリアフリー対応、太陽光発電などの資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
学資ローン	ご入学金、授業料など学校に納める学費のほか、受験にかかる旅費や家賃、仕送り資金などにご利用いただけます。	500万円以内	11年6ヶ月以内 (当座貸越元金据置期間6年6ヶ月含む)
マネーサブリ	お使用みちはご自由で、健康で文化的な生活を営むための資金としてご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
ゆとり生活	お使用みちはご自由です。年金を受給されている方で、健康で文化的な生活を営むための資金としてご利用いただけます。	200万円以内	5年以内
ビビット	お使用みちはご自由です。女性の方で、健康で文化的な生活を営むための資金としてご利用いただけます。	300万円以内	7年以内
マイステージカードローン	お使用みちはご自由です。(事業性資金は除く) 当組合で住宅ローンをご契約されている方がご利用いただけます。	限度額200万円	ご契約中の住宅ローンの最終返済日まで

事業 者 ロ ー ン	商品名	特長・お使用みち	ご融資金額	ご融資期間等
事業 者 ロ ー ン	商工会議所提携ローン	当組合が提携する商工会議所・商工会の会員事業所を対象とした事業性融資にご利用いただけます。	—	—
	制度融資	愛知県及び各市町村などの制度融資をご利用いただけます。	—	—
	割引手形付付越 手形書貸付越 証書貸付越 当座貸	商業手形の迅速な資金化、短期の運転資金、長期の設備資金・運転資金にご利用下さい。	—	—

■代理貸付お取扱い先 長期低利の資金をご利用いただくため、次の各機関の融資を取扱っています。
個人向け-----独立行政法人住宅金融支援機構 独立行政法人福祉医療機構 株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)
事業者向け-----株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業、農林水産事業) 株式会社商工組合中央金庫 全国信用協同組合連合会

住宅ローンの概要

商品名	商品特性
住まいる いちばん ネクストV	諸費用を含む住宅取得に関するあらゆる資金使途に対応した商品です。
つなぎ融資	自己居住用住宅の建設等に必要となるつなぎ資金に対応した商品です。

各種サービス

サービス名	内 容
インターネットバンキングサービス	インターネットを通じて振込・振替・残高照会・入金明細照会・ペイジー料金払込サービス等がご利用いただける個人のお客さま向けのサービスです。
ビジネスバンキングサービス	インターネットを通じて預金残高照会、取引照会、振込・振替、データ伝送、納税・ペイジー料金払込サービス等の払い込みが簡単にしかも低料金でご利用いただける法人・個人事業主さま向けの便利なサービスです。
でんさいサービス	手形・振込に代わる新たな決済手段です。ペーパーレスだから安心・安全、保管も不要です。手形と異なり、印紙税は課税されず、手形の搬送コストも削減できます。
Bank Pay サービス	BankPay加盟店の店舗に設置されたQRコードをBankPayアプリで読み取る、またはBankPayアプリにて表示させたQRコードをBankPay加盟店の端末で読み取ることで、お客様の預金口座から即時にお引落することでお支払いするサービスです。
QRコード・バーコード決済サービス	J-Coin Pay、PayPay等と当組合の預金口座を連携し、チャージすることで、加盟店での支払いや個人間の送金等が簡単にできます。
ペイジー料金払込サービス	公共料金や税金など様々な料金を、インターネットを通じてお支払いいただけるサービスです。ご利用には、インターネットバンキングサービスまたはビジネスバンキングサービスが必要となります。
Web口座受付サービス	お客様が収納企業へのお支払方法として、「預金口座振替」を希望する際に、インターネット経由で収納企業のサイトから、口座振替契約が締結できるサービスです。
ペイジー口座振替受付サービス	Pay-easy(ペイジー)マークの付いた端末が設置されている企業などで、お客様が当組合のキャッシュカードを使用し、暗証番号を入力していただくことでご本人の確認を行い、口座振替契約をお申し込みいただけるサービスです。(お届け印鑑は不要です。)
デビットカードサービス	キャッシュカードで買い物や現金のお引き出しができる便利なシステムです。
キャッシュサービス	けんしんのATMでは、お預け入れ、お引き出し、お振込、残高照会、暗証番号変更などがご利用いただけます。また、けんしんのキャッシュカードは、MICSマークのある金融機関及びセブン銀行・イオン銀行・ゆうちょ銀行等でご預金のお引き出し、残高照会ができます。さらに、セブン銀行・ゆうちょ銀行・統合ATM加盟の金融機関ではお預け入れも可能です。
しんくみお得ねっと	全国の信用組合が提携し、各地に設置されている自動機(CD・ATM)の利用手数料を無料化するサービスです。提携信用組合のキャッシュカードは、指定のサービス時間内は、提携先信用組合の自動機で利用手数料を支払うことなく、現金のお引き出しができます。
しんくみATM記帳提携	SKCセンター加盟信用組合のATMで当組合の通帳記帳が可能となりました。
しんくみピーターバンカード	全ての子供たちとその家族の心と身体の健全な育成支援を目的に、全国の信用組合のお客様を対象に発行している社会貢献カードです。
クレジットカード	しんくみピーターバンカード、アメリカンエクスプレスカードほか、各種クレジットカードのお取扱いをいたします。
自動受取サービス	お給料やボーナスの他、厚生年金や国民年金などがご指定の口座に自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気・ガス・水道・電話・NHK・税金・各種保険・各種クレジット代金などを、預金口座から自動的にお支払いします。
内 国 為 替	振込・手形の取立などを迅速・正確・安全に行います。
貸 金 庫	預金証書、権利証、貴金属などを安全に保管し、盗難、災害などの不慮の事故からお守りします。
夜 間 金 庫	窓口の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちにお預りし、翌営業日にご指定の預金口座へ自動的に入金いたします。

代理業務

全国信用協同組合連合会	(株)日本政策金融公庫	(独)新工エネルギー・産業技術総合開発機構
(株)商工組合中央金庫	(独)勤労者退職金共済機構	
日本銀行歳入復代理店	(独)中小企業基盤整備機構	
愛知県収納代理金融機関	市町村収納代理金融機関	
(独)住宅金融支援機構	(独)福祉医療機構	

手数料

当組合カードのご利用時間帯・ご利用手数料一覧

令和5年6月22日現在

- 当組合ATM ・本店営業部 ・辻支店 ・みなみ支店 ・旭支店 ・高浜支店 ・刈谷支店 ・西尾支店 ・安城支店 ・知立支店 ・西尾東支店 ・蒲郡支店 ・吉良支店

- 当組合店舗外ATM ・西端出張所(辻支店)

お引出 お預入	平日		土曜日		日曜・祝休日	
	お取扱 できません	無料	110円	無料	110円	お取扱 できません

※お預入は手数料無料です。

- 当組合セブン銀行共同ATM ・ドミー新川店出張所

お引出 お預入	平日		土曜日		日曜・祝休日	
	お取扱 できません	無料	110円	無料	110円	お取扱 できません

※お預入・お引出手手数料です。 ※法人カードはご利用できません。

- 当組合セブン銀行共同ATM ・碧南市役所出張所 ・ピアゴ碧南東店出張所 ・おしろタウンシャオ出張所 ・鹿島出張所

お引出 お預入	平日		土曜日		日曜・祝休日	
	お取扱 できません	110円	無料	110円	無料	110円

※お預入・お引出手手数料です。 ※法人カードはご利用できません。

- 当組合セブン銀行共同ATM ・Tほーと出張所

お引出 お預入	平日		土曜日		日曜・祝休日	
	お取扱 できません	無料	110円	無料	110円	お取扱 できません

※お預入・お引出手手数料です。 ※法人カードはご利用できません。

- 当組合セブン銀行共同ATM ・碧南駅待合所

お引出 お預入	平日		土曜日		日曜・祝休日	
	お取扱 できません	110円	無料	110円	無料	110円

※お預入・お引出手手数料です。 ※法人カードはご利用できません。

- 当組合セブン銀行共同ATM ・碧南市民病院

- セブン銀行ATM

お引出 お預入	平日		土曜日		日曜・祝休日	
	お取扱 できません	110円	無料	110円	無料	110円

※お預入・お引出手手数料です。 ※法人カードはご利用できません。

- 上記以外のMICS加盟金融機関ATM

お引出	ご利用時間帯		ご利用手数料
	平日	8時～21時のうち、利用されるATMが稼働している時間	

※提携金融機関については、お預入も可能です。(ゆうちょ銀行・イオン銀行など)
※1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日もご利用可能です。

※平日とは祝休日を除く月曜日～金曜日をいいます。
※祝休日とは次の日をいいます。【祝日、振替休日、国民の休日、1月2日、1月3日、12月31日】
※土曜日と祝休日がある場合は、祝日扱いとなります。

各種手数料一覧

令和5年 6月 22日現在
(各手数料には10%の消費税が含まれております)

窓口の振込手数料 (1件あたり)						
	組合員			組合員外		
	同一店内	本支店宛	他の金融機関宛	同一店内	本支店宛	他の金融機関宛
5万円未満	無料	無料	660円	220円	330円	660円
5万円以上			880円	440円	550円	880円

視覚障がいのある方の窓口の振込手数料 (1件あたり)						
	組合員			組合員外		
	同一店内	本支店宛	他の金融機関宛	同一店内	本支店宛	他の金融機関宛
5万円未満	無料	無料	275円	無料	110円	440円
5万円以上			440円		220円	660円

*お振込の際は、「身体障害者手帳」をご持参ください。
*振込依頼人は、「身体障害者手帳」をご持参のご本人名義に限らせていただきます。

給与振込手数料 (1件あたり)			
	同一店への振込	本支店への振込	他行への振込
振込依頼書(総合振込用紙を含む)を利用した場合	無料	無料	165円

その他振込に関する手数料 (1件あたり)	
定額自動送金取扱手数料(振込手数料が別途必要になる場合があります。)	110円
送金・振込の組戻し手数料	1,100円

ATM振込手数料 (1件あたり)						
	組合員			組合員外・他行カード		
	同一店内	本支店宛	他の金融機関宛	同一店内	本支店宛	他の金融機関宛
5万円未満	無料	無料	275円	無料	110円	440円
5万円以上			440円		220円	660円

*他行カードによるATMでの振込は別途ATM利用手数料が加算されます。

当組合 ATM利用手数料 (1件あたり)					
ご利用時間		当組合カード		他行カード	
		出金	入金	出金	入金
平日	8:00~8:45	無料	無料	220円	220円
	8:45~18:00			110円	110円
	18:00~21:00			110円	220円
土曜日 (祝日を除く)	8:00~9:00	無料	無料	220円	220円
	9:00~14:00			110円	110円
	14:00~21:00			110円	220円
日曜日、祝日 12/31~1/3	8:00~21:00	110円		220円	220円

*同一店・当組合本支店の振込みについて
窓口の場合
・同一店への振込とは、受取口座のある店での振込をさします。
・本支店への振込とは、受取口座のある店以外からの振込をさします。
ATMの場合
・同一店への振込とは、お振込に利用されるキャッシュカードの発行店と受取口座のある店が同じ場合をさします。
・本支店宛の振込とは、お振込に利用されるキャッシュカードの発行店と受取口座のある店が違う場合をさします。

■セブン銀行共同設置 ATM 利用手数料
セブン銀行共同設置 ATM 利用手数料については、「当組合カードのご利用時間帯・ご利用手数料一覧表」をご覧ください。

インターネット・ビジネスバンキング						
振込・振替手数料 (1件あたり)						
	組合員			組合員外		
	同一店内	本支店宛	他の金融機関宛	同一店内	本支店宛	他の金融機関宛
5万円未満	無料	無料	275円	無料	無料	275円
5万円以上			440円			440円

〈ビジネスバンキング〉データ伝送をご利用の場合						
	総合振込			給与振込		
	同一店内	本支店宛	他の金融機関宛	同一店内	本支店宛	他の金融機関宛
5万円未満	無料	無料	275円	無料		
5万円以上			440円			

月額手数料		
インターネットバンキングサービス	無料	
ビジネスバンキングサービス基本手数料	1契約	1,100円
ビジネスバンキングサービスデータ伝送手数料	1契約	1,100円

でんさいネット関係手数料(オンライン利用)			
月額基本手数料	1契約	1,100円	
オンライン 利用手数料	①発生記録請求	当組合宛	1件 330円
		他行宛	1件 440円
	②譲渡記録請求 (でんさい割引を含む)	当組合宛	1件 330円
		他行宛	1件 440円
	③分割(譲渡)記録請求 (でんさい割引を含む)	当組合宛	1件 330円
		他行宛	1件 440円
	単独保証記録請求	1件	220円
	変更記録請求	1件	220円
	支払等記録請求	1件	220円
	でんさい決済手数料	1件	220円

*上記取引を画面にて依頼された場合は、代行手数料1,100円(消費税込)をいただきます。
ただし、でんさい割引は対象外とします。

でんさいネット関係手数料(書面利用)			
書面利用 手数料	譲渡記録請求	1件	2,200円
	特例開示請求	1件	3,300円
	残高証明書(都度発行方式)	1件	3,850円
	残高証明書(定例発行方式)	1件 (発行の都度)	1,650円
	変更記録請求	1件	2,200円
	支払不能情報照会(利用者等)	1件	2,750円
	口座間送金決済の中止(組戻し)	1件	1,100円

貸金庫・夜間金庫利用手数料						
貸金庫 利用手数料 (年間)	一般	第1種	6,600円	全自動	第4種(小型)	11,000円
		第2種	10,560円		第5種(中型)	16,500円
		第3種	13,200円		第6種(大型)	22,000円
夜間金庫	利用手数料(月間)				5,500円	
	入金帳発行手数料(1冊)				5,500円	

※貸金庫手数料を月額で計算する場合の小数点以下は切り捨てとします。

小切手帳・手形帳代金及び署名鑑サービス			
小切手帳	1冊(50枚)	660円	
約束手形帳	1冊(25枚)	440円	
為替手形帳	1冊(25枚)	440円	
署名鑑サービス	署名鑑登録料	登録1回につき	5,500円
	小切手帳	1冊(50枚)	880円
	約束手形帳	1冊(25枚)	550円
	為替手形帳	1冊(25枚)	550円

マル専当座預金手数料		
マル専当座預金開設取扱い手数料(割賦販売通知書)	1通あたり	3,300円
マル専手形用紙	1枚あたり	550円

取立手数料			
手形 取立	本支店宛	1件	440円
	電子交換	1件	880円
	個別取立(電子交換以外)※	1件	1,100円
小切手 取立	本支店宛	1件	無料
	電子交換	1件	無料
	個別取立(電子交換以外)※	1件	1,100円
その他	取立手形組戻し料	1通	1,100円
	取立手形店頭示料	1通	1,100円
	不渡手形返却料	1通	1,100円

※電子交換所に参加しない金融機関宛で郵送が必要なもの

取次手数料				
地方税 取次手数料	営業地区	組合員	組合員外	
	営業地区外	無料	納付金額5万円未満	1件 660円
		無料	納付金額5万円以上	1件 880円

両替手数料		
〈窓 口〉 お持ち帰り又はご持参 いただく合計枚数の いずれが多いほうの枚数	紙幣・硬貨合計の両替枚数	手数料金額
	50枚以下	無料
	51枚~500枚	550円
	501枚~500枚毎	550円加算

①以下の場合は上記の対象とさせていただきます。
・新札など、同一金種への両替の場合
※但し、記念硬貨への両替、汚損紙・硬貨の両替については無料とします。
・金種を指定した現金ご出金の場合
・金種を指定したつり銭の場合
・多量硬貨(50枚超)による預金口座へのご入金またはお振込の場合
②得意先係による受付の場合も対象となります。
③一回のご来店で受付を分けて行う両替は、実質的に同じ両替とみなし、両替枚数を合算させていただきます。
④一日に何回かご来店して両替される場合は、当組合が実質的に同じご来店とみなした場合につきましては、「紙幣+硬貨の合計枚数」に加算し、両替手数料の対象とさせていただきます。

各種手数料			
残高証明書 発行手数料	当組合所定用紙	1通	330円
	当組合所定用紙以外	1通	880円
	監査法人調査	1通	2,200円
取引証明書	発行手数料	1通	220円
自己宛小切手	発行手数料	1枚	550円
再発行手数料	証書・通帳・キャッシュカード・ローンカード	1件	1,100円
口座振替	手数料	1件	110円
後見制度 支援預金	口座開設手数料	5,500円	
	口座管理手数料(2年目以降より年間)	3,300円	
取引明細表 発行手数料	発行1回につき (ただし、発行期間が12ヶ月を超える場合は12ヶ月を 1回とします)		880円
個人データ 開示手数料	1回につき	1通	1,100円
国債	口座管理手数料	無料	
未利用口座管理手数料(年間)		1,320円	
株式払込手数料	払込総額5,000万円未満 払込総額の0.3%(一括払込の場合0.25%)+消費税		
	払込総額5,000万円以上 払込総額の0.2%+消費税		

融資関係手数料			
住宅ローン 事務取扱手数料	1契約あたり(融資金額1,000万円以上) (ただし、全国保証(保証)保証付を除く)	55,000円	
証書貸付条件 変更手数料 ※消費者ローン(保証付) 返済は除く。 ※重複する場合は 1件とみなします。	期限延長、金利引下げ 毎月または貸与返済額の変更	5,500円	
	一部繰上げ・全額返済 ※他行借換により返済する場合	返済元金×2% (不課税)	
	特約期間中 一部繰上げ返済・全額返済 ※他行借換により返済する 場合は2%	返済元金×0.5% (不課税)	
	固定金利 選択型	固定金利再選択 11,000円	
	特約期間中における条件変更 (上記2項目以外を対象)	33,000円	
事務手数料	上記以外	33,000円	
債務者及び保証人 の変更手数料 (1債務者あたり)	債務引受による債務者変更	5,500円	
※回収新規扱いとする 場合は無料です。 ※当組合の要請に基づ き、債務者や保証人の 変更を行う場合は無料 です。	保証人の脱退または脱退加入	5,500円	
保証人の加入		無料	
融資証明書	発行手数料(1通)	11,000円	
償還予定表	再発行手数料(1件)	330円	
不動産担保事務 取扱手数料	新規設定	賃貸用不動産の場合	110,000円
		不 賃 貸 用 房 産 用 以 外	設定額 5,000万円未満
	設定額 5,000万円以上		55,000円
	・設定金額の変更 ・追加担保(ただし、新規設定時の追加条件を 履行する場合は除きます。) *設定金額の変更と追加担保同時の場合は 1件とします。		22,000円

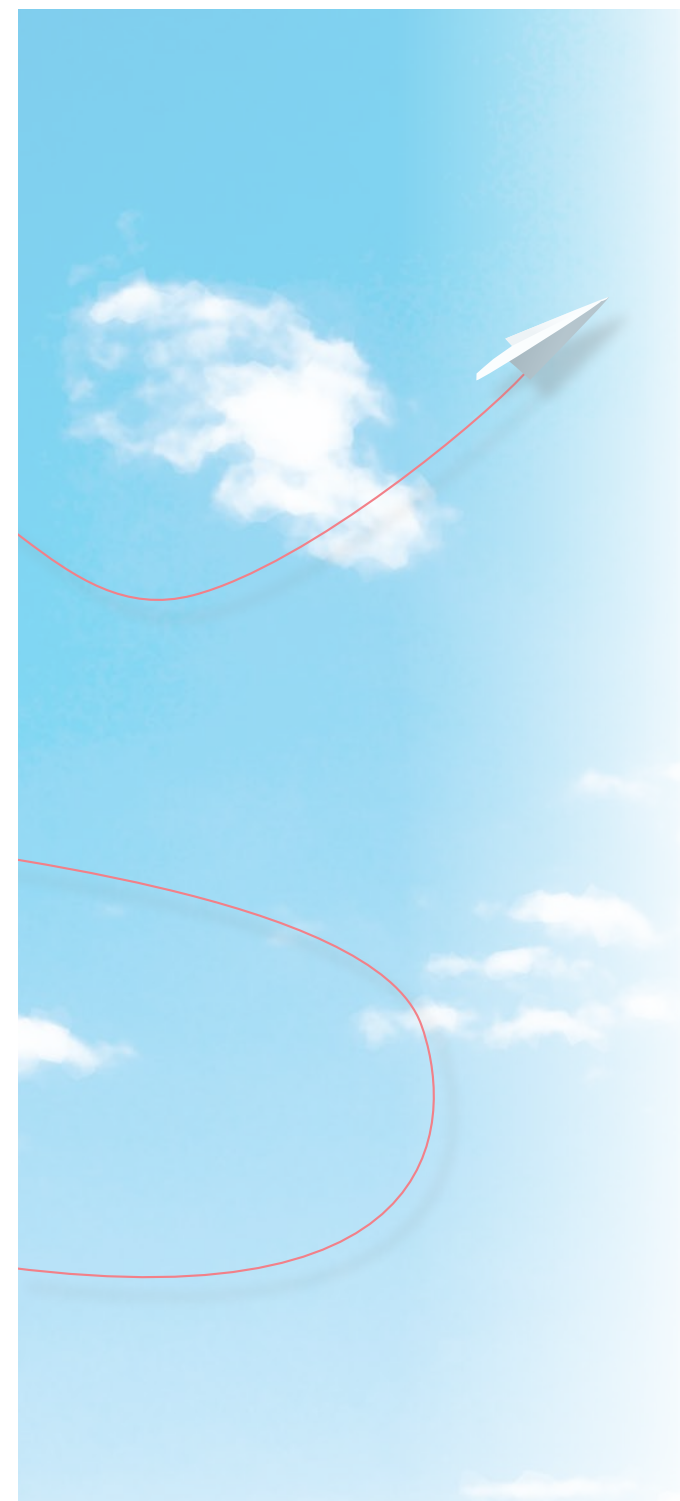
沿革・歩み

昭和28年	6月	碧南市民信用組合を設立 (7月8日営業を開始)
	29年	7月 辻支店を開設
	30年	9月 棚尾支店を開設
	32年	2月 商工組合中央金庫代理業務を開始
	33年	7月 旭支店を開設
		11月 中小企業金融公庫代理業務を開始
	34年	10月 中小企業退職金共済事業団の委託業務を開始
	36年	12月 預金10億円を達成
	38年	3月 高浜支店を開設
	39年	10月 旧本店竣工
		10月 創立10周年記念式典挙行
	42年	4月 刈谷支店を開設
	43年	12月 初代理事長三島幸平氏逝去 平岩慶一氏二代目理事長に就任
	44年	4月 全国信用協同組合連合会の貸付委託業務を開始
	47年	4月 小規模企業共済事業団の委託業務を開始
		11月 事務処理をオフライン化
	48年	6月 小規模企業共済事業団の代理業務を開始
		7月 創立20周年記念式典挙行
	49年	10月 西尾支店を開設
	51年	7月 愛知県収納代理金融機関の指定を受ける
	53年	10月 安城支店を開設
	54年	1月 国民金融公庫の代理業務を開始
		2月 雇用促進事業団の代理業務を開始
		4月 住宅金融公庫の代理業務を開始
	55年	6月 取引先親睦会「あやめ会」の発足
	57年	4月 自営オンラインをスタート
		7月 愛知県中央信用組合に名称変更(略称けんしん)
	58年	2月 現金自動預入支払機(ATM)を設置
		7月 創立30周年記念式典挙行
		12月 知立支店を開設
	59年	8月 全国銀行内国為替制度加盟
		11月 中央支店を開設
		12月 預金500億円を達成
	61年	3月 「けんしん年金友の会」を設立
		10月 西端支店を開設
	62年	5月 杉本勲専務理事三代目理事長に就任
		5月 新オンラインシステムスタート
	63年	9月 外国通貨両替業務取扱を開始
平成元年	8月	大浜支店を開設
	2年	6月 新川支店を開設
		4月 10月 日本銀行蔵入復代理店事務取扱を開始
	5年	5月 三嶋正専務理事四代目理事長に就任
		7月 創立40周年記念式典挙行
		8月 棚尾支店新築移転オープン
		10月 外国為替取次業務を開始
	6年	3月 預金1,000億円達成
		4月 証券業務(国債の窓販)取扱を開始
		8月 高浜東支店を開設
	7年	6月 西尾東支店を開設
		8月 旭支店新築移転オープン
	9年	5月 営業地区を拡張(半田市、知多郡東浦町・阿久比町)
		8月 刈谷支店新築移転オープン
	10年	9月 全店にパソコンネットワークを構築
	11年	9月 小切手・手形の「署名鑑サービス」を開始
		12月 西尾支店新築移転オープン
		碧南市の新庁舎落成を記念し「国旗掲揚塔」を寄贈
	12年	10月 ホームページを開設
	13年	5月 コンピュータシステムを信組情報サービスへ移行
		5月 キャッシュコーナーの日曜・祝日稼働を開始
		11月 損害保険の窓口販売の取扱を開始
	14年	1月 インターネット・モバイルキャッシングサービス、ファクシミリサービスを開始
		5月 郵貯とのCDオンライン提携開始
	15年	2月 個人向け国債の募集開始
		7月 創立50周年記念式典挙行
	16年	1月 マルチペイメントの取扱を開始
		5月 アイワイバンク銀行とCDオンライン提携開始
	17年	1月 無利息型普通預金の取扱を開始
		1月 堀田益隆氏五代目理事長に就任
		12月 全店ATMで振込の取扱を開始

平成 18年	2月	新川支店、高浜東支店のサテライト店化
	5月	ATM金融機関相互入金の取扱を開始
	19年	2月 紙幣硬貨入出金機を導入
		8月 休日個人ローン相談会を開始
	11月	新川支店の辻支店新川出張所化
	20年	1月 法人キャッシュカードの取扱を開始
		4月 印鑑照会システム導入
		6月 杉本泰伸専務理事六代目理事長に就任
	21年	3月 新本店竣工
		3月 ATM通帳繰越機能の追加
		4月 新本店グランドオープン
		4月 旧本店の本店営業部碧南駅前出張所化 及び中央支店の新本店への統合
		4月 全自動貸金庫の導入
		6月 休日年金相談会を開始
		12月 為替イメージOCRシステム導入
	22年	1月 金融円滑化に関する相談窓口を設置
		2月 法律相談会を開始
		10月 ビジネスバンキングサービスを開始
	23年	11月 高浜支店と高浜東支店を統合し、旧高浜支店を土管坂出張所に、 旧高浜東支店を高浜支店としてリニューアルオープン
	24年	5月 三河湾ATMP(アトムパートナーシップ)の結成
		6月 認知症サポーターの認定を受ける
		7月 杖ホルダー全店設置
		9月 ATMP(アトムパートナーシップ)清掃活動実施
	25年	1月 経営革新等支援機関の認定を受ける
		2月 でんさいネットサービス開始
		2月 BCP訓練実施
		7月 創立60周年記念講演会実施
		8月 創立60周年記念あやめ会チャリティーゴルフ大会開催により、碧南市・ 高浜市・刈谷市・安城市・知立市・西尾市の各所に車いすを贈呈
		10月 創立60周年記念台湾旅行実施
	26年	2月 ATM定期預金取扱開始
		3月 預金1,500億円達成
		6月 三河湾ATMP「湾ダブル定期積金」の発売
		8月 「しんくみ愛知プラットホーム」の立ち上げ
	27年	1月 あいち産業振興機構と連携覚書を締結(ATMP)
		6月 三河湾ATMP「湾ダブル定期積金」第2弾の発売
		㈱日本政策金融公庫と覚書を締結
	28年	1月 三河信用組合と合併基本協定書調印
		4月 信用組合で初となる為替業務BPO化の全店運用開始
	29年	1月 三河信用組合と合併し、新生「愛知県中央信用組合」発足
		5月 第一勧業信用組合と連携協定締結
		10月 辻支店新川出張所の無人化
	30年	2月 名古屋青果物信用組合と信用協同組合代理業に係る業務委託契約を締結
		5月 創立65周年・合併記念あやめ会合同チャリティーゴルフ大会 開催により、社中部指導協会に寄付金を贈呈
		6月 創立65周年・合併記念講演会実施
		10月 出資証券電子化
		10月 創立65周年・合併記念北海道旅行実施
		12月 シニア人材交流会開催
	31年	3月 三谷支店・鹿島支店を蒲郡支店へ統合
令和元年	6月	宮地秀夫常務理事七代目理事長に就任
		7月 蒲郡支店リニューアルオープン
		9月 本店営業部碧南駅前出張所の無人化
		10月 大浜支店をみなみ支店(旧棚尾支店)へ統合
	2年	2月 西端支店を辻支店へ統合
		3月 預金規定等電子化
		10月 SDGs宣言
		12月 「しんくみはばたき奨学金」制度創設
		遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」取扱開始
	3年	2月 個人型確定拠出年金(iDeCo)取扱開始
		セブン銀行との共同ATM設置開始
		9月 「後見制度支援預金」取扱開始
	4年	6月 認知症バリアフリー宣言
		7月 営業地区を拡張(岡崎市)
		7月 営業時間変更(昼時間の休業)
		9月 安城支店リニューアルオープン
		10月 碧南駅前待合所内へのセブン銀行共同ATM移設
	5年	3月 碧南市民病院セブン銀行共同ATM設置

資料編

KENSHIN DISCLOSURE 2023



資料編 INDEX

◆財務諸表	33
貸借対照表	33
損益計算書	34
剰余金処分計算書	34
法定監査の状況	34
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	34
◆財務の状況	37
業務粗利益及び業務純益等	37
役員取引の状況	37
資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り	37
その他業務収益の内訳	37
経費の内訳	38
有価証券の時価等情報	38
受取利息・支払利息の増減	38
◆経営諸比率	39
総資産利益率	39
総資金利鞘	39
預貸率・預証率	39
◆預金業務	39
預金種目別平均残高	39
預金者別預金残高	39
財形貯蓄残高	39
職員1人当たり及び1店舗当りの預金残高	39
定期預金種類別残高	39
◆融資業務	40
貸出金金利区分別残高	40
貸出金種類別平均残高	40
貸出金使途別残高	40
消費者ローン・住宅ローン残高	40
貸出金業種別残高・構成比	40
貸出金担保の種類別残高	41
債務保証見返の担保の種類別残高	41
貸倒引当金	41
貸出金償却額	41
職員1人当たり及び1店舗当りの貸出金残高	41
代理貸付残高の内訳	41
◆証券・為替	42
有価証券の種類別平均残高	42
有価証券種類別の残存期間別残高	42
公共債窓販実績	42
公共債引受額	42
外国為替取次・取扱実績	42
内国為替取扱実績	42
◆自己資本の充実の状況	43
自己資本の構成に関する事項	43
定量的な開示事項	44
定性的な開示事項	49

(注)各表に掲載している計数は、金額については単位未満を切捨て、構成比については小数点第2位以下、利回り等については小数点第3位以下を切捨てて表示しております。

財務諸表

貸借対照表(資産)

(単位:千円)

期別 科目	第69期 (令和4年3月31日)	第70期 (令和5年3月31日)
(資産の部)		
現金	1,252,086	1,448,294
預け金	54,229,118	42,350,809
有価証券	36,878,572	33,975,041
国債	4,763,986	2,938,990
地方債	2,245,996	2,068,472
社債	17,358,242	17,710,745
株式	254,855	285,947
その他の証券	12,255,490	10,970,884
貸出金	102,138,327	104,108,063
割引手形	276,972	232,949
手形貸付	7,364,927	8,180,482
証書貸付	92,643,551	93,534,304
当座貸越	1,852,875	2,160,327
その他資産	1,159,663	1,101,078
未決済為替貸	12,004	19,239
全信組連出資金	923,200	923,200
前払費用	3,386	2,257
未収収益	116,074	108,987
その他の資産	104,997	47,393
有形固定資産	2,273,128	2,387,189
建物	894,009	1,069,909
土地	1,274,633	1,255,601
建設仮勘定	64,987	—
その他の有形固定資産	39,498	61,679
無形固定資産	56,875	55,408
ソフトウェア	31,299	29,888
その他の無形固定資産	25,575	25,520
債務保証見返	489,775	501,288
貸倒引当金	△ 1,701,500	△ 1,622,592
(うち個別貸倒引当金)	(△1,441,659)	(△1,327,172)
資産の部計	196,776,048	184,304,581

貸借対照表(負債・純資産)

(単位:千円)

期別 科目	第69期 (令和4年3月31日)	第70期 (令和5年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	181,471,496	172,386,653
当座預金	3,411,565	3,460,573
普通預金	76,401,621	79,449,451
貯蓄預金	44,492	46,103
通知預金	566,215	417,136
定期預金	94,420,301	82,858,043
定期積金	6,013,166	5,436,438
その他の預金	614,133	718,907
借入金	6,263,000	3,550,000
借入金	4,763,000	3,550,000
当座借越	1,500,000	—
その他負債	227,116	199,557
未決済為替借	30,743	38,680
未払費用	82,099	53,727
給付補填備金	2,116	1,402
未払法人税等	4,958	4,958
前受収益	58,210	64,789
払戻未済金	4,106	2,299
資産除去債務	6,922	6,922
その他の負債	37,959	26,776
賞与引当金	77,507	83,454
退職給付引当金	98,054	97,436
役員退職慰労引当金	29,100	32,900
睡眠預金払戻損失引当金	2,024	—
偶発損失引当金	37,213	39,216
債務保証	489,775	501,288
負債の部合計	188,695,288	176,890,505
(純資産の部)		
出資金	2,405,426	2,404,001
普通出資金	565,426	564,001
優先出資金	1,500,000	1,500,000
その他の出資金	340,000	340,000
資本剰余金	1,595,226	1,595,226
資本準備金	1,595,226	1,595,226
利益剰余金	4,127,710	4,207,217
利益準備金	591,100	629,770
その他利益剰余金	3,536,610	3,577,447
特別積立金	3,150,000	3,360,000
当期末処分剰余金	386,610	217,447
組合員勘定合計	8,128,363	8,206,445
その他有価証券評価差額金	△ 47,602	△ 792,369
評価・換算差額等合計	△ 47,602	△ 792,369
純資産の部合計	8,080,760	7,414,075
負債及び純資産の部合計	196,776,048	184,304,581

損益計算書

(単位:千円)

期別 科目	第69期 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	第70期 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
経常収益	2,246,488	2,142,924
資金運用収益	1,831,888	1,821,055
貸出金利息	1,390,597	1,394,314
預け金利息	69,406	73,259
有価証券利息配当金	330,147	307,818
その他の受入利息	41,737	45,663
役務取引等収益	163,822	151,087
受入為替手数料	53,149	47,430
その他の役務収益	110,672	103,656
その他業務収益	58,963	13,322
国債等債券売却益	6,308	2,109
国債等債券償還益	39,964	—
その他の業務収益	12,690	11,213
その他経常収益	191,814	157,459
貸倒引当金戻入益	65,131	—
償却債権取立益	59,528	157,279
その他の経常収益	67,154	179
経常費用	1,941,242	2,069,424
資金調達費用	27,911	22,191
預金利息	31,271	25,792
給付補填備金繰入額	1,056	697
借入金利息	△ 4,416	△ 4,298
役務取引等費用	146,069	150,567
支払為替手数料	19,132	15,315
その他の役務費用	126,937	135,251
その他業務費用	15,716	101,660
国債等債券売却損	13,354	138
国債等債券償還損	2,358	98,849
その他の業務費用	3	2,672
経費	1,644,231	1,631,497
人件費	1,027,626	993,063
物件費	540,837	546,979
税金	75,767	91,454
その他経常費用	107,314	163,508
貸倒引当金繰入額	—	136,121
貸出金償却	99,399	9,739
その他の経常費用	7,915	17,647
経常利益	305,246	73,499
特別利益	—	111,621
その他の特別利益	—	111,621
特別損失	16,903	71,318
固定資産処分損	16,903	71,318
税引前当期純利益	288,342	113,802
法人税、住民税及び事業税	5,280	4,777
法人税等合計	5,280	4,777
当期純利益	283,062	109,025
繰越金(当期首残高)	103,547	108,421
当期末処分剰余金	386,610	217,447

剰余金処分計算書

(単位:千円)

期別 科目	第69期 (令和4年3月31日)	第70期 (令和5年3月31日)
当期末処分剰余金	386,610	217,447
剰余金処分額	278,188	114,214
利益準備金	38,670	21,750
普通出資に対する配当金	(年1.5%の割合) 8,518	(年1.5%の割合) 8,464
優先出資に対する配当金	(年0.7%の割合) 21,000	(年0.8%の割合) 24,000
特別積立金	210,000	60,000
繰越金(当期末残高)	108,421	103,232

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、監事ならびに有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月22日
愛知県中央信用組合
理事長 宮地 秀夫

財務諸表

貸借対照表注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	10年～50年
動産	3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却-引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績率を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店(営業関連部署)の協力の下に審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産査定部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を計上し、回収不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,530百万円です。

- 賞与当金は、職員への賞与の支払いに係るため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主(借入組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)	
年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	221,592百万円
差引額	3,843百万円
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)	
	0.970%
(3) 補足説明	

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円です。本制度は、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金12百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

10. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内閣が替業務に基づくものであります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,622百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。貸倒引当金の算出にあたり、見積りの要素となる債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検討しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢、資源価格を始めとする物価上昇の影響及び個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 「時価」の算定に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日、以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

- 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに

晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制

- 信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部資金経理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部リスク統括課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM・リスク管理委員会に報告しております。

- (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部資金経理課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総合企画部リスク統括課を通じ、理事会及びALM・リスク管理委員会において定期的に報告されております。

- (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRはモンテカルロ・シミュレーション法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日(当事業年度の決算日)現在当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,618,405千円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によりした場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次項には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	42,350	42,276	△74
(2) 有価証券 (*2)			
満期保有目的の債券	1,700	1,715	14
その他有価証券	32,240	32,240	—
(3) 貸出金 (*1)	104,108		
貸倒引当金 (*2)	△1,622		
	102,485	104,187	1,702
金融資産計	178,777	180,419	1,642
(1) 預金積金 (*1)	172,386	172,319	△66
(2) 借入金 (*1)	3,550	3,550	—
金融負債計	175,936	175,869	△66

(*)1 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*)2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については16. から19.に記載しております。

(3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した

時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金
借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	34
組合出資金 (*2)	923
合 計	957

(*)1 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*)2 組合出資金(全信組連出資金)は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	39,550	—	1,000	1,800
有価証券				
満期保有目的の債券	—	1,600	—	100
その他有価証券のうち譲りかかもの	2,700	10,369	7,760	8,700
貸出金 (*1)	21,323	32,370	22,885	27,340
合 計	63,574	44,340	31,645	37,940

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (*1)	151,963	20,422	—	—
借入金	3,550	—	—	—
合 計	155,513	20,422	—	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下19.まで同様であります。

(1) 満期保有目的の債券

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	300	302	2
地 方 債	700	706	6
社 債	700	705	5
小 計	1,700	1,715	14

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
小 計	—	—	—
合 計	1,700	1,715	14

(2) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

区 分	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	199	136	63
債 券	6,937	6,807	129
国 債	—	—	—
地 方 債	1,368	1,305	62
社 債	5,569	5,502	67
そ の 他	2,649	2,464	184
小 計	9,786	9,408	377

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

区 分	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	51	55	△3
債 券	14,079	14,559	△479
国 債	2,638	2,794	△155
地 方 債	—	—	—
社 債	11,441	11,765	△324
そ の 他	8,321	9,008	△687
小 計	22,453	23,623	△1,170
合 計	32,240	33,032	△792

17. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

18. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
452	2	98

19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	802	8,827	6,365	6,525
国 債	—	300	—	2,638
地 方 債	—	882	1,077	108
社 債	802	7,644	5,288	3,778
そ の 他	1,899	3,098	1,317	1,842
合 計	2,702	11,925	7,682	8,368

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証戻りの各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 314百万円
危険債権額 6,347百万円

三月以上延滞債権額 ー百万円
貸出条件緩和債権額 1,033百万円

合計額 7,696百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は232百万円です。

22. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資実行残高は、3,436百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,436百万円あります。

なお、この契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとする旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づく顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額 1,923百万円
24. 有形固定資産の任縮記帳額 72百万円

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
個別貸倒引当金損算入限度超過額	886百万円
一般貸倒引当金損算入限度超過額	0百万円
有価証券有税償却	18百万円
土地減損償却	191百万円
固定資産償却損金算入限度超過額	39百万円
退職給付引当金損算入限度超過額	26百万円
繰越欠損金	583百万円
その他有価証券評価差額金	219百万円
その他	66百万円
繰延税金資産小計	2,032百万円
評価性引当額	△2,032百万円
繰延税金資産合計	ー百万円

27. 担保に提供している資産は、次のとおりです。

担保に提供している資産 預 け 金 24,500百万円 有価証券 2,401百万円
担保資産に対応する債務 借 入 金 3,550百万円

上記のほか、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金7,200百万円、公金の取扱いのために保証金1,130千円を担保として提供しております。

28. 出資1口当たりの純資産額は7,783円81銭です。

損益計算書注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 150円32銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

財務の状況

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科目	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
資金運用収益		1,831,888	1,821,055
資金調達費用		27,911	22,191
資金運用収支		1,803,976	1,798,864
役員取引等収益		163,822	151,087
役員取引等費用		146,069	150,567
役員取引等収支		17,753	519
その他業務収益		58,963	13,322
その他業務費用		15,716	101,660
その他の業務収支		43,247	△ 88,337
業務粗利益		1,864,977	1,711,046
業務粗利益率		0.98%	0.88%
業務純益		220,746	43,970
実質業務純益		220,746	79,549
コア業務純益		190,186	176,428
コア業務純益(除く投資信託解約損益)		190,186	176,428

(注)1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

役員取引の状況

(単位:千円)

科目	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
役員取引等収益		163,822	151,087
受入為替手数料		53,149	47,430
その他の受入手数料		110,623	103,590
その他の役員取引等収益		49	66
役員取引等費用		146,069	150,567
支払為替手数料		19,132	15,315
その他の支払手数料		6,170	4,751
その他の役員取引等費用		120,766	130,499

資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り

(単位:千円、%)

科目	期別	平均残高	利息	利回り	令和4年3月期	令和5年3月期
資金運用勘定		188,623,153	1,831,888	0.97	188,623,153	192,969,028
うち貸出金		101,766,113	1,390,597	1.36	101,766,113	103,072,781
うち預け金		49,624,973	69,406	0.13	49,624,973	52,302,750
うち有価証券		36,308,866	330,147	0.90	36,308,866	36,670,296
資金調達勘定		182,065,882	27,911	0.01	182,065,882	186,335,634
うち預金積金		176,565,306	32,327	0.01	176,565,306	182,196,739
うち借入金		5,500,317	△ 4,416	△ 0.08	5,500,317	4,138,728
			△ 0.08		△ 0.08	△ 0.10

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年3月期3,372千円、令和5年3月期3,279千円)を控除して表示しております。

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項目	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
国債等債券売却益		6,308	2,109
国債等債券償還益		39,964	-
その他の業務収益		12,690	11,213
その他業務収益合計		58,963	13,322

経費の内訳

(単位:千円)

項目	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
人件費		1,027,626	993,063
報酬・給料・手当		824,153	797,986
賞与引当金繰入額		5,764	5,947
退職給付費用		59,448	56,408
社会保険料		138,260	132,722
物件費		540,837	546,979
事務費		279,696	306,957
固定資産費		98,076	96,656
事業費		22,532	27,977
人事情報費		9,693	10,513
預金保険料		52,053	25,380
その他		78,784	79,494
税金		75,767	91,454
経費合計		1,644,231	1,631,497

有価証券の時価等情報

●満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区分	期別	種類	令和4年3月期			令和5年3月期		
			貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの		国債	300	303	3	300	302	2
		地方債	700	709	9	700	706	6
		短期社債	-	-	-	-	-	-
		社債	700	711	11	700	705	5
		その他	-	-	-	-	-	-
	小計	1,700	1,724	23	1,700	1,715	14	
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの		国債	-	-	-	-	-	-
		地方債	-	-	-	-	-	-
		短期社債	-	-	-	-	-	-
		社債	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	
合	計	1,700	1,724	23	1,700	1,715	14	

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

●その他有価証券

(単位:百万円)

区分	期別	種類	令和4年3月期			令和5年3月期		
			貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの		株式	173	136	37	199	136	63
		債券	12,295	12,061	234	6,937	6,807	129
		国債	2,514	2,491	22	-	-	-
		地方債	1,545	1,453	92	1,368	1,305	62
		短期社債	-	-	-	-	-	-
		社債	8,235	8,115	119	5,569	5,502	67
	その他	5,135	4,871	264	2,649	2,464	184	
	小計	17,604	17,068	536	9,786	9,408	377	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの		株式	46	55	△ 8	51	55	△ 3
		債券	10,372	10,498	△ 126	14,079	14,559	△ 479
		国債	1,949	2,003	△ 53	2,638	2,794	△ 155
		地方債	-	-	-	-	-	-
		短期社債	-	-	-	-	-	-
		社債	8,422	8,495	△ 72	11,441	11,765	△ 324
	その他	7,119	7,568	△ 448	8,321	9,008	△ 687	
	小計	17,538	18,122	△ 583	22,453	23,623	△ 1,170	
合	計	35,143	35,190	△ 47	32,240	33,032	△ 792	

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●市場価格のない株式および組合出資金の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項目	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
非上場株式		34	34
組合出資金		923	923
合計		957	957

(注) 非上場株式及び組合出資金については、時価開示の対象とはしていません。

受取利息・支払利息の増減

(単位:百万円)

区分	期別	令和4年3月期		令和5年3月期	
		残高	増減	残高	増減
受取利息の増減		1,831	32	1,821	△ 10
支払利息の増減		27	△ 20	22	△ 5

経営諸比率/預金業務/融資業務

◆経営諸比率

総資産利益率(経常利益・当期純利益)

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
総資産経常利益率		0.16	0.03
総資産当期純利益率		0.14	0.05

※総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$ (単位:%)

総資金利鞘

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
資金運用利回		0.97	0.94
資金調達原価率		0.91	0.88
総資金利鞘		0.06	0.06

※資金調達原価率= $\frac{\text{資金調達費用}-\text{金銭信託等運用見合費用}+\text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$ 総資金利鞘=資金運用利回-資金調達原価率 (単位:%)

預貸率・預証率(期末・期中平均)

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
預貸率	期末	56.28	60.39
	期中平均	57.63	56.57
預証率	期末	20.32	19.70
	期中平均	20.56	20.12

◆預金業務

預金種目別平均残高

種目	期別	令和4年3月期		令和5年3月期	
		金額	構成比	金額	構成比
流動性預金		81,419	46.1	83,933	46.0
定期性預金		95,146	53.8	98,263	53.9
合計		176,565	100.0	182,196	100.0

預金者別預金残高

区分	期別	令和4年3月期		令和5年3月期	
		金額	構成比	金額	構成比
個人		143,001	78.8	140,656	81.6
法人		38,470	21.2	31,730	18.4
一般法人		28,536	15.7	28,848	16.7
金融機関		1	0.0	6	0.0
公金		9,932	5.5	2,875	1.7
合計		181,471	100.0	172,386	100.0

財形貯蓄残高

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
財形住宅貯蓄		—	—
財形年金貯蓄		—	—
合計		—	—

職員1人当たり及び1店舗当りの預金残高

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
職員1人当たり預金残高		1,080,187	1,077,416
1店舗当たり預金残高		15,122,624	14,365,554

定期預金種類別残高

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
固定金利定期預金		94,418,661	82,856,953
変動金利定期預金		1,640	1,090
合計		94,420,301	82,858,043

◆融資業務

貸出金利区分別残高

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
固定金利貸出金		45,302,097	43,863,543
変動金利貸出金		56,836,230	60,244,520
合計		102,138,327	104,108,063

貸出金種類別平均残高

科目	期別	令和4年3月期		令和5年3月期	
		金額	構成比	金額	構成比
割引手形		253	0.2	251	0.2
手形貸付		6,845	6.7	7,811	7.5
証書貸付		92,953	91.3	93,170	90.3
当座貸越		1,713	1.6	1,839	1.7
合計		101,766	100.0	103,072	100.0

貸出金使途別残高

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
運転資金		41,379	41,443
設備資金		60,759	62,664
合計		102,138	104,108

消費者ローン・住宅ローン残高

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
消費者ローン		1,989	2,154
住宅ローン		18,294	17,734
合計		20,283	19,888

貸出金業種別残高・構成比

区分	期別	令和4年3月期		令和5年3月期	
		金額	構成比	金額	構成比
製造業		13,638	13.3	13,675	13.1
農業、林業		334	0.3	384	0.4
漁業、採石業、砂利採取業		38	0.0	40	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—
建設業		6,109	5.9	6,303	6.1
電気・ガス・熱供給・水道業		825	0.8	912	0.9
情報通信業		28	0.0	22	0.0
運輸業、郵便業		2,632	2.5	3,041	2.9
卸売業、小売業		5,910	5.7	5,799	5.6
金融業、保険業		3,554	3.4	3,569	3.4
不動産業		21,605	21.1	27,300	26.2
物品賃貸業		160	0.1	162	0.2
学術研究・専門・技術サービス業		411	0.4	642	0.6
宿泊業		808	0.7	801	0.8
飲食業		2,038	1.9	1,782	1.7
生活関連サービス業、娯楽業		2,424	2.3	2,459	2.4
教育、学習支援業		252	0.2	363	0.3
医療、福祉		801	0.7	768	0.7
その他のサービス		7,402	7.2	8,187	7.9
その他の産業		122	0.1	60	0.1
小計		69,102	67.6	76,278	73.3
国・地方公共団体等		1,896	1.8	1,561	1.5
個人(住宅・消費・納税資金等)		31,139	30.4	26,268	25.2
合計		102,138	100.0	104,108	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

融資業務/証券・為替

貸出金担保の種類別残高

(単位:百万円、%)

区分	期別	令和4年3月期		令和5年3月期	
		金額	構成比	金額	構成比
当組合預金・積金		1,227	1.2	1,433	1.3
有価証券		31	0.0	2	0.0
動産		174	0.1	189	0.1
不動産		56,550	55.3	58,838	56.5
その他		—	—	—	—
小計		57,984	56.7	60,463	58.0
信用保証協会・信用保険		18,060	17.6	17,914	17.2
保証		16,672	16.3	16,818	16.1
信用		9,420	9.2	8,911	8.5
合計		102,138	100.0	104,108	100.0

債務保証見返の担保の種類別残高

(単位:百万円、%)

区分	期別	令和4年3月期		令和5年3月期	
		金額	構成比	金額	構成比
当組合預金・積金		—	—	0	0.1
有価証券		—	—	—	—
動産		—	—	—	—
不動産		27	5.6	25	5.1
その他		—	—	—	—
小計		27	5.6	26	5.2
信用保証協会・信用保険		—	—	—	—
保証		462	94.3	474	94.6
信用		—	—	—	—
合計		489	100.0	501	100.0

貸倒引当金(期末残高・期中増減額)

(単位:千円)

項目	期別	令和4年3月期		令和5年3月期	
		残高	増減	残高	増減
一般貸倒引当金		259,841	△ 106,471	259,841	35,578
個別貸倒引当金		1,441,659	3,546	1,327,172	△ 114,486
合計		1,701,500	△ 102,925	1,622,592	△ 78,907

貸出金償却額

(単位:千円)

項目	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
貸出金償却額		99,399	9,739

職員1人当り及び1店舗当りの貸出金残高

(単位:千円)

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
職員1人当り貸出金残高		607,966	650,675
1店舗当り貸出金残高		8,511,527	8,675,671

代理貸付残高の内訳

(単位:千円)

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
全国信用協同組合連合会		458,776	487,651
株式会社商工組合中央金庫		—	—
株式会社日本政策金融公庫		24,179	1,848
独立行政法人住宅金融支援機構		486,878	440,572
独立行政法人福祉医療機構		13,491	11,669
その他		5,000	2,400
合計		988,325	944,141

◆証券・為替

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区分	期別	令和4年3月期		令和5年3月期	
		金額	構成比	金額	構成比
国債		4,824	13.2	4,344	11.8
地方債		2,180	6.0	2,105	5.7
短期社債		—	—	—	—
社債		16,903	46.5	17,767	48.4
株式		226	0.6	226	0.6
外国証券		6,718	18.5	6,683	18.2
その他の証券		5,455	15.0	5,543	15.1
合計		36,308	100.0	36,670	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	期別	令和4年3月期						令和5年3月期					
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債		1,910	300	—	2,552	—	4,763	—	300	—	2,638	—	2,938
地方債		100	805	1,006	332	—	2,245	—	882	1,077	108	—	2,068
短期社債		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債		600	5,534	7,716	3,303	203	17,358	802	7,644	5,288	3,778	196	17,710
株式		—	—	—	—	254	254	—	—	—	—	285	285
外国証券		600	3,201	798	2,132	—	6,732	1,899	1,380	1,057	1,842	—	6,179
その他の証券		98	1,687	654	—	3,082	5,522	—	1,717	259	—	2,813	4,791
合計		3,310	11,529	10,175	8,321	3,541	36,878	2,702	11,925	7,682	8,368	3,296	33,975

公共債発実績

(単位:千円)

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
国債		—	—
地方債		—	—
政府保証債		—	—
合計		—	—

公共債引受額

(単位:千円)

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
国債		5,500	—
地方債		—	—
政府保証債		—	—
合計		5,500	—

外国為替取次・取扱実績

(単位:千ドル)

区分	期別	令和4年3月期	令和5年3月期
貿易		—	—
輸出		—	—
輸入		—	—
貿易外		—	—
外国送金等		—	—
合計		—	—

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区分	期別	令和4年3月期		令和5年3月期	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込為替		293,160	204,198	300,945	211,750
他の金融機関向け		144,937	95,159	147,578	106,530
他の金融機関から		148,223	109,038	153,367	105,220
代金取立		2,261	4,310	1,555	2,663
他の金融機関向け		1,300	2,475	981	1,514
他の金融機関から		961	1,835	574	1,148
合計		295,421	208,509	302,500	214,413

自己資本の充実の状況

単体における事業年度の開示事項

I. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和4年3月期	令和5年3月期	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	8,098	8,173	
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,000	3,999	
うち、利益剰余金の額	4,127	4,207	
うち、外部流出予定額(△)	29	32	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	268	305	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	268	305	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,367	8,479	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	41	40	
うち、のれんに係るものの額	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	41	40	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
前払年金費用の額	—	—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	41	40	
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	8,325	8,439	
信用リスク・アセットの額の合計額	92,367	92,346	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,384	3,426	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	95,752	95,773	
自己資本比率	自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.69%	8.81%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。
2. 「一般貸倒引当金」欄には、偶発損失引当金のうち一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	期別	令和4年3月期		令和5年3月期	
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計		92,367	3,694	92,346	3,693
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		92,365	3,694	92,346	3,693
(i) ソブリン向け		923	36	915	36
(ii) 金融機関向け		12,847	513	10,445	417
(iii) 法人等向け		26,418	1,056	27,741	1,109
(iv) 中小企業等・個人向け		10,977	439	10,921	436
(v) 抵当権付住宅ローン		6,228	249	5,966	238
(vi) 不動産取得等事業向け		22,592	903	25,144	1,005
(vii) 三月以上延滞等		235	9	155	6
(viii) 出資等		2,102	84	1,854	74
出資等のエクスポージャー		2,102	84	1,854	74
重要な出資等のエクスポージャー		—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		1,767	70	1,011	40
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		1,059	42	1,042	41
(xi) その他		7,214	288	7,147	285
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—	—
ルック・スルー方式		—	—	—	—
マニフェット方式		—	—	—	—
蓋然性方式(250%)		—	—	—	—
蓋然性方式(400%)		—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)		—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		1	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク		3,384	135	3,426	137
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)		95,752	3,830	95,773	3,830

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には貸出債権等、固定資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
	エクスポージャー 区分		貸出金、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他			
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期		
製造業	18,547	18,711	14,035	13,997	4,505	4,706			6	6	67	72
農業、林業	476	511	476	511	-	-			-	-	-	-
漁業	39	42	39	42	-	-			-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-
建設業	6,873	7,274	6,773	6,974	100	300			-	-	26	44
電気・ガス・熱供給・水道業	2,220	2,516	963	1,059	1,201	1,401			55	55	-	-
情報通信業	1,022	1,017	29	23	900	900			92	92	-	-
運輸業、郵便業	3,757	4,225	2,750	3,118	1,001	1,102			4	4	-	-
卸売業、小売業	8,383	7,847	6,345	6,210	2,014	1,612			23	23	11	14
金融業、保険業	68,558	56,381	3,608	3,616	9,725	9,423			55,224	43,341	-	-
不動産業	25,594	32,965	23,992	31,062	1,602	1,902			-	-	2	-
物品賃貸業	160	162	160	162	-	-			-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	561	876	561	876	-	-			-	-	-	-
宿泊業	815	807	815	807	-	-			-	-	-	-
飲食業	2,253	2,047	2,253	2,047	-	-			-	-	127	5
生活関連サービス業、娯楽業	2,532	2,557	2,532	2,557	-	-			-	-	-	-
教育、学習支援業	252	363	252	363	-	-			-	-	-	-
医療、福祉	801	768	801	768	-	-			-	-	-	-
その他のサービス	8,353	9,222	8,250	9,119	100	100			3	3	0	4
その他の産業	144	79	144	79	-	-			-	-	-	-
国・地方公共団体等	11,854	9,625	1,897	1,562	9,957	8,062			-	-	-	-
個人	25,984	19,688	25,984	19,688	-	-			-	-	62	42
その他	9,338	9,028	-	-	-	-			9,338	9,028	-	-
業種別合計	198,526	186,719	102,668	104,649	31,109	29,514			64,749	52,556	298	184
1年以下	62,756	53,572	11,637	12,856	3,204	2,705			47,914	38,011		
1年超3年以下	8,553	10,758	4,125	4,395	4,227	5,284			200	1,079		
3年超5年以下	14,834	13,251	7,663	7,495	5,291	4,903			1,879	852		
5年超7年以下	11,183	11,105	6,879	7,592	4,002	3,413			301	99		
7年超10年以下	25,753	23,641	20,238	18,856	5,120	3,583			394	1,200		
10年超	63,824	64,526	51,963	53,306	9,059	9,420			2,801	1,800		
期間の定めのないもの	11,620	9,863	158	147	204	203			11,258	9,512		
その他	-	-	-	-	-	-			-	-		
残存期間別合計	198,526	186,719	102,668	104,649	31,109	29,514			64,749	52,556		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであり、上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には当座貸越、投資信託、現金等が含まれます。
 3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年3月期	385	268	-	385
	令和5年3月期	268	305	-	268
個別貸倒引当金	令和4年3月期	1,487	1,470	37	1,449
	令和5年3月期	1,470	1,355	215	1,255
合計	令和4年3月期	1,873	1,738	37	1,835
	令和5年3月期	1,738	1,661	215	1,523

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高					
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	目的使用	その他	令和4年3月期	令和5年3月期				
製造業	210	225	225	383	22	-	188	225	383	73	0	
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漁業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	181	201	201	184	-	-	181	201	184	-	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運輸業、郵便業	0	1	1	8	-	-	0	1	1	8	-	
卸売業、小売業	35	12	12	62	9	-	26	12	12	62	15	
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産業	283	254	254	250	4	-	279	254	250	8	-	
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	7	4	4	2	-	-	7	4	4	2	-	
宿泊業	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-	-	
飲食業	249	277	277	1	-	215	249	277	1	-	8	
生活関連サービス業、娯楽業	185	184	184	176	-	-	185	184	176	-	-	
教育、学習支援業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他のサービス	271	239	239	242	-	-	271	239	239	242	1	
その他の産業	4	0	0	0	-	-	4	0	0	-	-	
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	58	68	68	39	1	-	56	68	68	39	0	
合計	1,487	1,470	1,470	1,355	37	215	1,449	1,255	1,470	1,355	99	9

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 3. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年3月期		令和5年3月期	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	12,606	-	10,592
10%	-	18,280	-	18,057
20%	47,981	20,277	37,080	19,685
35%	-	17,897	-	17,143
50%	9,726	108	9,225	146
75%	-	15,920	-	15,827
100%	1,703	53,259	2,203	56,295
150%	-	53	-	55
250%	-	709	-	405
合計	59,410	139,114	48,509	138,209

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,215	1,187	2,223	2,365				
① ソブリン向け	118	46	801	801				
② 金融機関向け	—	—	—	—				
③ 法人等向け	331	403	—	—				
④ 中小企業等・個人向け	520	456	1,338	1,472				
⑤ 抵当権付住宅ローン	76	75	16	11				
⑥ 不動産取得等事業向け	109	147	—	—				
⑦ 三月以上延滞等	—	—	0	—				
⑧ 出資等	—	—	—	—				
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—				
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—				
⑨ その他	59	57	66	80				

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する事項はありません。

(6)出資等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和4年3月期		令和5年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,194	1,194	1,107	1,107
非上場株式等	5,506	5,506	4,892	4,892
合計	6,701	6,701	6,000	6,000

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
評価損益	△84	△219

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は、子会社株式及び関連会社はないため、該当はありません。

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当組合は、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当する事項はありません。

(8)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番		IRRBB1:金利リスク			
		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,255	2,735	218	253
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	2,213	2,586		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,255	2,735	218	253
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,439		8,325	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

けんしんマスコットキャラクター

【プロフィール】

名前	はーとくん
出身地	あいち
誕生日	7月8日
性格	元気いっぱい。がんばりやせん。
好きな言葉	ふれあい
好きな食べ物	にんじん、いちじく
好きな花	あやめ
ルックス	けんしんロゴマークから飛び出した妖精。頭の♡(ハート)が特徴





自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	愛知県中央信用組合	愛知県中央信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	564百万円	3,000百万円
配当率	年1.50%	年0.80%

※優先出資発行額3,000百万円のうち、貸借対照表上では1,500百万円は優先出資金1,500百万円は資本準備金に計上しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は令和5年3月末日で8.81%と国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

また、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による内部留保の積み上げを基本的施策と考えています。

3. 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信業務の基本的な考え方を明文化した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスクの抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

なお、当組合では信用リスク・アセット額の算出は、標準的手法を採用しております。

ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーティーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、当組合が定める「貸出規程」等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、組合が定める手続書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する取引を行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、組合の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクであり、当組合では、組織体制や管理体制を整備するとともに、定期的に収集したシステムチェック等のデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスクの管理については、事務要領等の整備、臨店事務指導や研修体制の強化、更には牽制機能としての事務検証など、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」「システムリスク管理マニュアル」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的なシステムチェック等を実施し、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

また、法務リスク、風評リスクなどその他のリスクについては、苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

これらリスクに関しましては、ALM・リスク管理委員会等、各種委員会において協議検討するとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会等で経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、当組合が保有する上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM・リスク管理委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式または投資事業組合への出資金に関しては、当組合が定める「資金運用規程」及び「資金運用方針」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「資金運用規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性の影響を指します。

当組合においては、金利リスクについて定期的な評価・計測を行い、ALM・リスク管理委員会で協議・検討するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク (以下、「IRRBB」とする。) について、経済的価値の変動額である Δ EVE及び金利収益の変動額である Δ NIIを計測しております。

なお、当組合は、毎月末を基準日として、月次で金利リスクを計測しております。

ロ. 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.916年です。
- 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮しておりません。
- 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては、保守的に通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを対象としております。
- スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- 内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の Δ EVEは2,255百万円 (前期末比▲480百万円) となっております。
当期末の Δ NIIは218百万円 (前期末比▲35百万円) となっております。
- 計測値の解釈や重要性に関する説明
当期の計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。
なお、当組合では、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。

B. 当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムと証券会社のシステムを用いて、VaR法により金利リスク量を計測しております。
VaR法とは、過去のデータを使って (観測期間)、一定の期間 (保有期間)、一定の確率で発生し得る (信頼区間)、最大の損失額を計測する手法です。

観測期間:5年
保有期間:240営業日
信頼区間:99%
計測頻度:毎月 (前月末基準)

索引	ページ	ページ
ごあいさつ	2	
概況・組織		
事業方針	3~4	
第七次中期経営計画	3	
令和5年度事業計画	4	
*事業の組織	23	
*役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	23	
*会計監査人の氏名又は名称	23	
*店舗一覧(事務所の名称・所在地)	24	
自動機器設置状況	24	
地区一覧	24	
組合員数	5	
子会社の状況	23	
主要事業内容		
*主要な事業の内容(業務のご案内)	25~27	
*信用組合の代理業者	該当ありません	
業務に関する事項		
*事業の概況	4	
*経常収益	5	
業務純益	37	
*経常利益(損失)	5	
*当期純利益(損失)	5	
*出資総額、出資総口数	5	
*純資産額	5	
*総資産額	5	
*預金積金残高	5	
*貸出金残高	5	
*有価証券残高	5	
*単体自己資本比率	5	
*出資配当金	5	
*職員数	5	
主要業務に関する指標		
*業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(除く投資信託解約損益)...	37	
*資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	37	
*資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	37	
*総資金利鞘	39	
*受取利息、支払利息の増減	38	
役員取引の状況	37	
その他業務収益の内訳	37	
経費の内訳	38	
*総資産経常利益率	39	
*総資産当期純利益率	39	
預金に関する指標		
*預金種目別平均残高	39	
預金者別預金残高	39	
財形貯蓄残高	39	
職員1人当り預金残高	39	
1店舗当り預金残高	39	
*定期預金種類別残高	39	
貸出金等に関する指標		
*貸出金利区分別残高	40	
*貸出金種類別平均残高	40	
*貸出金担保の種類別残高	41	
*債務保証見返の担保の種類別残高	41	
*貸出金使途別残高	40	
*貸出金業種別残高・構成比	40	
*預貸率(期末・期中平均)	39	
消費者ローン・住宅ローン残高	40	

代理貸付残高の内訳	41
職員1人当り貸出金残高	41
1店舗当り貸出金残高	41
有価証券に関する指標	
*商品有価証券の種類別平均残高	該当ありません
*有価証券の種類別平均残高	42
*有価証券種類別残存期間別残高	42
*預証率(期末・期中平均)	39
経営管理体制に関する事項	
マネー・ローダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本方針	5
*コンプライアンス態勢の強化(法令等遵守の体制)	6
*リスク管理態勢の強化(リスク管理の体制)	7~8
*苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要	12
顧客保護等管理態勢の強化	10~11
財産の状況	
*貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	33~34
*◎協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	9
自己査定と協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権との関係	9
*自己資本充実状況(定性的な開示事項)	49~50
*自己資本充実状況(自己資本の構成に関する事項)	43
*自己資本充実状況(定量的な開示事項)	44~48
*有価証券の時価等情報	38
*金銭の信託等の評価	該当ありません
*デリバティブ取引等	該当ありません
外貨建資産残高	該当ありません
オフバランス取引の状況	該当ありません
先物取引の時価情報	該当ありません
オプション取引の時価情報	該当ありません
*貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	41
*貸出金償却額	41
*法定監査の状況	34
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	34
その他の業務	
公共債窓販実績	42
公共債引受額	42
外国為替取次・取扱実績	42
内国為替取扱実績	42
手数料	28~30
その他	
トピックス	15
総代会制度	20~21
報酬体系について	22
沿革・歩み	31
地域貢献に関する事項	
地域貢献に関する取組み	16
*中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	17
『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針及びその取組状況	17
地域密着型金融推進計画	19
*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。	
◎印は、「金融再生法施行規則」で規定されております法定開示項目です。	



本部	0566-41-3262	安城支店	0566-74-5555	店舗外キャッシュコーナー
本店営業部	0566-41-3266	知立支店	0566-82-6411	辻支店西端出張所
辻支店	0566-41-3267	西尾支店	0563-56-8121	碧南駅待合所
みなみ支店	0566-41-3271	西尾東支店	0563-56-6675	碧南市役所出張所
旭支店	0566-41-3274	吉良支店	0563-32-1128	ドミー新川店出張所
高浜支店	0566-53-0061	蒲郡支店	0533-69-1336	ピアゴ碧南東店出張所
刈谷支店	0566-21-5731			トほーと出張所
				おしろタウンシャオ出張所
				鹿島出張所

Bright future with you
—ともに 未来へ—



<https://www.aichi-kenshin.co.jp/>